

(4) 産業経済局の貸付金等

ア. 九州労働金庫貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／総務政策部／雇用政策課
分 類	年度内償還貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	市内勤労者の経済的地位の向上、生活の安定及び福祉増進等を図ることを目的とする金融機関である九州労働金庫に運営資金を援助するために、福岡市とともに貸付を行っているものである。
事 業 概 要	運営資金 300,000 千円を年度初めに貸付け、年度末に一旦、全額回収される。
貸 付 条 件	利息年 0.03%
主 な 貸 付 先	九州労働金庫
回 収 状 況 等	年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収している。
開 始 年 度	昭和 42 年度

※九州各県の労働金庫が平成 13 年 10 月 1 日に統合され九州労働金庫が発足するまでは福岡県労働金庫に、平成 14 年度以降は九州労働金庫に貸付を行っている。

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	1	1	1	1	1
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※本貸付金は、九州労働金庫に対して、年度初めに貸付け、年度末に一旦、全額回収される。これを毎年度繰り返している。そのため、毎年度、新規貸付件数は 1 件となり、また年度末現在貸付残高はゼロとなっている。なお、平成 24 年度の貸付額は 300,000 千円である。

(ウ) 背景

九州労働金庫は、勤労者を対象とした、営利を目的としない福祉金融機関である。

労働者の経済的地位の向上、生活の安定、福祉の向上等のため、九州労働金庫の要請に応じて、昭和 27 年度より福岡市、同 42 年度より北九州市が貸付を開始した。

九州労働金庫が貸付申請をし、これを受けた市と翌年度の始めに契約書を締結して貸付が実行される。資金用途については、契約書上、九州労働金庫が同額以上の自己資金を加えた上で会員ならびに構成員に融資するものとされている。

また、貸付利率についても、貸付日における九州労働金庫大口定期預金利率であり、近年は次の表のとおりとなっている。

貸付利率の推移 (単位：%)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
福岡市	0.40	0.30	0.10	0.04	0.03
北九州市	0.40	0.30	0.10	0.04	0.03

(出所：市資料より抜粋)

九州労働金庫の財政状態は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度
総資産	1,739,658	1,778,862	1,805,209
現金	17,038	19,831	20,357
預け金	564,457	599,917	557,343
貸出金	1,056,806	1,066,578	1,092,411
総負債	1,655,242	1,693,593	1,716,944
預金積金	1,632,708	1,672,490	1,697,471
純資産	84,416	85,269	88,264

(出所：決算書「貸借対照表」より金額を集計)

九州労働金庫は 1 兆円を超える総資産、総負債の規模であり、また、平成 24 年度末で現金が 203 億円、預け金が 5,573 億円の資産を有しており、資金調達に支障をきたす状況にはない。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 本貸付金の廃止を含めた見直しについて (必要性—意見) 産業-ア①

九州労働金庫は、1 兆円を超える総資産を有している。その資産規模から考える

と、市による毎年度3億円という本貸付金の必要性は必ずしも認められない。市は本貸付金の必要性を十分に検討し、必要性がないと判断すれば廃止を検討することが望まれる。

〈内容〉

本貸付金は、労働金庫の要請に応じて市が貸付を行っているものである。ただし、平成2年度からは毎年度3億円の貸付が続いており、同庫の財務内容等を勘案した貸付は行われていない。

同庫の平成24年度末の総資産1兆8,052億円のうち、現金が203億円、預け金が5,573億円の資産を有しており、資金調達に支障をきたす状況にはないが、一方で、市の貸付額は3億円である。同庫の資産規模から考えて、仮に本貸付金がなくても、同庫に与える影響は小さく、労働者に対する融資業務に影響を及ぼすような事態は考えられない。また、厳しい財政の中、市の予算配分の観点からも、同庫への貸付の必要はないものと考えられる。

したがって、本貸付金については、その廃止を検討することが望まれる。

イ. 北九州総合労働会館貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／総務政策部／雇用政策課
分 類	年度内償還貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	一般社団法人北九州市総合労働会館の経営基盤の安定等に資することを目的とする。
事 業 概 要	上記目的達成のため、一般社団法人北九州市総合労働会館に対して、年度初めに運営資金を貸付け、年度末に全額償還する。これを毎年度繰り返している。
貸 付 条 件	無利息、無担保
主 な 貸 付 先	一般社団法人北九州総合労働会館
回 収 状 況 等	年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収している。
開 始 年 度	昭和 56 年度

(4) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数※	件	1	1	1	1	1
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※本貸付金は、北九州総合労働会館に対して、年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収される。これを毎年度繰り返している。そのため、毎年度、新規貸付件数は1件となり、また年度末現在貸付残高はゼロとなっている。なお、平成24年度の貸付額は80,000千円である。

(7) 背景

本貸付金の貸付対象である一般社団法人北九州総合労働会館（以下「総合労働会館」という。）は、北九州市における労働団体及び労働福祉事業団をもって組織し、協同相互の精神にたち、労働者の経済的・社会的地位の向上と青少年等の健全育成のための社会教育及び身体障害者の更正と福祉促進並びに勤労市民の健全な余暇活

動の増進に寄与する福祉事業活動の推進を図ることを目的として、昭和 52 年 6 月に設立された法人である。

主な事業は、昭和 55 年 5 月に竣工した真鶴会館の管理及び運営である。

総合労働会館の設立及び真鶴会館の設置の経緯は、以下のとおりである。

昭和 50 年当時、北九州市内には市が設置した 5 つの労働会館があった。八幡、戸畑、若松の 3 館は昭和 27 年から 32 年にかけて、門司、小倉の 2 館はそれぞれ昭和 36 年、39 年（改築）に建てられたものであり、いずれも旧 5 市時代のものをそのまま引き継いだもので、そのほとんどが老朽化していた。利用状況の面でも、労働組合による独自の会合場所が設置され、更に設備の完備した公共施設等が周辺に設置されてきたため、利用者数は年毎に減少を続けている状況であった。

このように、市が設置した当時の労働会館は施設及び管理運営上さまざまな問題を抱えており、各労働団体及び労働福祉団体からも各地に分散した労働会館では有機的運営に不便なため、センター的な総合労働会館を設置してほしい旨の要請がなされていた。

こうしたなか、昭和 50 年 11 月に、北九州市勤労者福祉対策審議会から出された答申「北九州市勤労者福祉対策について」のなかで、「交通、通信網が整備された現在、労働会館の効率的、近代的な管理運営を図るため、関係労働団体の合意が得られるならば、市の指導、援助のもとに労働団体及び労働福祉団体が公益法人を設立して、新しい総合的な労働会館を建設することが望ましい」という意見が述べられている。

この答申を受け、昭和 52 年に総合労働会館が設立され、昭和 55 年に小倉北区真鶴の地に新たな会館として「真鶴会館」が建設された。

建物は北九州市（15%）、九州労働金庫（15%）、総合労働会館（70%）の三者による区分所有であり、三者間の管理規約のもと、総合労働会館が全体を管理している。なお、土地は市の所有であり、市から賃借している。

総合労働会館の平成 25 年 3 月現在の要約の貸借対照表及び収支計算書、並びに市との関係は次のとおりである。

（単位：百万円）

要約貸借対照表

総資産	288
流動資産	11
固定資産	209
投資	66
負債	8
流動負債	3

要約収支計算書

収入	148
事業収入	44
預託金収入	80
その他	24
支出	144
事業費	45

固定負債	5	管理費	17
正味財産	280	預託金返済	80
基本金	13	その他	2
その他	266	当期収支差額	4

市との関係

出 資 金	—
期 中 貸 付 金	80
保 証 債 務	—
補 助 金	—
地 代	3

また、総合労働会館の過去3年間の正味財産増減額の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度
資産増加額①	6	18	5
負債減少額②	80	80	80
増加額合計③ (①－②)	87	98	85
資産減少額④	16	27	14
(うち減価償却額等) ⑤	16	16	14
負債増加額⑥	80	80	80
減少額合計⑦ (④－⑥)	96	107	94
当期正味財産増減額⑧ (③－⑦)	△9	△8	△8
前期繰越正味財産額⑨	307	297	288
期末正味財産合計額⑩	297	288	280
【参考】 減価償却費等の影響を除いた正味財産増減額⑪ (⑧＋⑤)	7	7	5

(出所：決算書「正味財産増減計算書」より金額を集計)

収支の状況をみると、収入も支出も月単位で処理するものが多く、人件費も役員報酬を含めて年間約20百万円で、賞与のための資金が多額に必要という状況にはないため、その月の収入でその月の費用がおおむね賄える状況であると考えられる。

また、預託金収入及び預託金支出80百万円は、本貸付金によるものである。

正味財産増減額は、マイナス8～9百万円で推移しているものの、減価償却費の

影響を除くとプラス5～7百万円で推移しており、資金繰りに窮する状況は見受けられない。

さらに、市からの貸付（総合労働会館側では預託金の受け入れ）以外には、借入金には存在しない。

市から総合労働会館に対する貸付金の推移、貸付期間及び貸付条件は、次のとおりである。

年度	S56～S62	S63～H2	H3～H5	H6～H7	H8～
貸付金（千円）	50,000	40,000	60,000	100,000	80,000
貸付期間	一年間（年度初めに貸付け、年度末に償還）				
貸付条件	当初より無利息、無担保				

貸付金額は、貸付開始の昭和56年から平成7年まで5千万円から1億円まで増加し、平成8年から平成24年現在まで8千万円で一定となっている。

本貸付金は、契約書でその使途が「運営資金」に限定されている貸付金であるが、総合労働会館では借入金ではなく「預託金」として計上されている。

市は、債権管理の一環として、総合労働会館の決算書を入手し、主に収支の状況を把握しているが、資金繰りや貸付金の使途について確認はしていないとのことである。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合规性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 貸付金の資金使途等の確認について（合规性—意見）産業-イ①

本貸付金は、「運営資金」を使途とする貸付金であるが、総合労働会館の決算書では「預託金」として計上されており不自然である。その理由及び資金使途について、市は詳細な確認をしていなかった。契約の適切な履行確認のため、市は資金使途の状況を詳細に確認すべきである。

<内容>

本貸付金の資金使途は、契約書により、総合労働会館の「運営資金」のみに限定されている。また、総合労働会館の決算書を見ると、本貸付金は、借入金ではなく、「預託金」として計上されている。

本来、運営資金のための貸付金であれば、借受人側では「借入金」として計上するのが通例であるが、預託金として計上されているのは不自然であるため、その理

由を市にヒアリングしたところ、明確な回答は得られなかった。

また、預託金として計上されている実態から、総合労働会館においてその資金使途について誤った認識をしていないかどうか、市は確認する必要がある。しかし、市では資金使途に関する詳細な情報を入手していなかった。

契約書には、運営資金以外の用途に使用した場合は、催告することなく契約を解除し、市が総合労働会館に貸付金の全部または一部をただちに償還するよう請求することができる旨、明記されている。

貸付先において契約が適切に履行されているかどうかを適切に監視し、運営資金以外の用途に使用することを未然に防止するために、市は資金使途の状況を詳細に確認すべきである。

② 無利息貸付について（合規性―意見）産業-イ②

本貸付金について、無利息で貸付が行われている。運営資金に関する貸付金である以上、適切な利息を付すことが望まれる。

<内容>

本貸付金については総合労働会館に対して、無利息で貸付が行われている。無利息で行われる貸付は、事実上の利子補給であり、その目的は福祉目的であることなど、公共性が強く求められるものと考えられる。

本貸付金は総合労働会館の運営資金に対する貸付金であり、他の制度や貸付先等との公平性などから考えると、適切な利息を付すことが望まれる。

③ 本貸付金の廃止を含めた見直しについて（必要性―意見）産業-イ③

総合労働会館の収支の状況等から考えて、毎年度一定金額の貸付及び償還を繰り返している本貸付金の必要性は必ずしも認められない。市は本貸付金の必要性を十分に検討し、必要性がないと判断すれば廃止すべきである。貸付の必要性があると判断した場合でも、長期間にわたり同額を貸付けている実態を鑑みて、長期返済スケジュールを明確にしたうえで、当該スケジュールに沿った償還を実行すべきである。

<内容>

貸付先である総合労働会館の収支の状況を見ると、収入も支出も月単位で処理するものが多く、人件費も役員報酬を含めて年間約 20 百万円で、賞与のための資金が多額に必要という状況にはないため、その月の収入でその月の費用がおおむね賄える状況であると考えられる。

正味財産増減額の状況を見ると、マイナス 8～9 百万円で推移しているものの、減価償却費の影響を除くとプラス 5～7 百万円で推移しており、資金繰りに窮する状況は見受けられない。

また、市からの貸付（総合労働会館側では預託金の受け入れ）以外には、借入金は存在しない。

さらには、総合労働会館において本貸付金が預託金として計上されている状況からは、「市から（単に）預かっている資金」との認識が推測されるが、そのことについて市からは具体的な反証はなかった。

以上の状況から考えて、毎年度一定金額の貸付及び償還を繰り返している本貸付金の必要性は必ずしも認められない。

したがって、市は本貸付金の必要性を十分に検討し、必要性がないと判断すれば廃止すべきである。また、貸付の必要性があると判断した場合でも、長期間にわたり同額を貸付けている実態を鑑みて、長期返済スケジュールを明確にしたうえで、当該スケジュールに沿った償還を実行すべきである。

なお、平成 11 年度包括外部監査において、本貸付金に関して次のように述べられている。

（（社）北九州総合労働会館貸付金）

北九州総合労働会館への貸付金 80,000 千円につき、契約自体は毎年度更新となっているが、実態としては継続的貸付状態であり、長期的な回収方針を明らかにすべきと考えられる。

ウ. 助成金返還金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／商業振興課
分 類	その他の債権
根 拠 法 令 等	北九州市補助金等交付規則
要 綱 等	なし
発 生 原 因	A組合が市の補助金を受けて建てた建物を第三者へ賃貸するにあたり、市が補助金の一部返還を条件に賃貸を承認したものである。
主 な 相 手 先	A組合
発 生 年 度	平成 23 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規債権件数	件	—	—	—	1	—
年度末債権件数	件	—	—	—	1	1
年度末債権残高	千円	—	—	—	23,927	23,208
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

A組合は、共同店舗形式による小売業の経営を行っている。

市は、A組合に中小企業団体近代化補助金および中小企業団体共同施設等設置補助金を交付し、A組合は当該補助金により施設の一部を整備した。しかし、経営悪化に伴い、A組合から財産処分の承認申請が平成 23 年 11 月 28 日に市に対して行われた。

A組合の財産には補助金による取得部分が含まれることから、補助金の一部返還を条件として財産処分（補助金を受けて建てた建物について第三者へ賃貸）を承認した。その結果、市はA組合に対し、「北九州市補助金等交付規則第 23 条」に基づき、債権として助成金返還金を有することとなった。

〈北九州市補助金等交付規則第 23 条〉

市長は、前条に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることがある。

市の補助金等交付規則では、補助金返還額の算定についての規定がないために、経済産業省の通知「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に基づいて算定され、A組合の月額貸貸収入 1,575 千円に補助率 18.38% を乗じた 289 千円を月々返還することになった。しかし、A組合は市中金融機関等の借入を含め、債務が約 3 億円あり、その返済もあるため、月々 289 千円の返済は困難であった。

そこで、市は月額の貸付収入 1,575 千円から、固定資産税、火災保険料等を控除した残額から、A組合が有する債務の割合に比例した額である月額 60 千円の返済を求めるとし、平成 24 年 1 月 30 日に「財産処分に係る補助金の返還について（通知）」で A 組合に通知している。

当該債権の返還期間は平成 24 年 4 月から平成 57 年 6 月（33 年 3 か月）であり、年利は、中小企業基盤整備機構の高度化事業の貸付金利を適用し 1.05% としている。今後、債権者全体の返済計画については、年に 1 回程度見直すこととしている。このため、全体の返済計画が変更になる場合は、本債権の返還計画も併せて見直すことになる。

なお、平成 24 年度では返済計画の変更はない。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 相手先の経営状況等の評価と継続的なモニタリングについて（有効性等一意見） 産業-ウ①

本債権は長期間にわたって返還されることになっているため、回収可能性の評価と継続的なモニタリングが重要となるが、十分に行われているとは言い難い。A組合の経営状況の把握や経営計画と実績の分析等を具体的に実施することが必要である。なお、返還の原資はA組合の建物の貸貸先からの貸貸収入であるため、A組合の経営状況把握の一環として可能な限り、その貸貸先の経営状況を把握することが望まれる。

〈内容〉

本債権は、30 年を超える長期間にわたって返還されることになっているため、相

手先であるA組合の財務状況・収益状況などを基に回収可能性の評価と継続的なモニタリングが重要となるが、これらが十分な程度に行われているとは言い難い。

現在までのところ、A組合からの返済は行われているものの、A組合の経営状況を年次又は必要に応じて月次で把握するとともに、A組合が作成した経営計画については、毎年度、計画と実績の分析を行い、具体的に評価検討し、記録する必要がある。また、これらのモニタリングを通じて、例えば、計画と実績が乖離しているような場合には、適時にA組合に対して計画の見直し等を求めることも必要である。

なお、本債権の返済原資は、補助金を受けて建てられた建物の賃貸収入であり、本債権の回収可能性は、当該建物の賃貸先の経営状況に影響をうけるため、可能な限り、A組合の経営状況の把握の一環として、建物の賃貸先の経営状況についても把握することが望まれる。

エ. 北九州市国際物流特区企業集積特別助成金返還金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課
分 類	その他の債権
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市国際物流特区企業集積特別助成金交付要綱 企業誘致に係る補助金の返還に関する取り扱い基準
概 要	「ひびきコンテナターミナル」の運営会社である、ひびきコンテナターミナル株式会社に対して事業開始当時、北九州市国際物流特区企業集積特別助成金を交付していたが、その後、同社が実質破たんした際に、助成金により取得した財産の処分に伴う助成金の返還を求めた債権である。
主 な 相 手 先	ひびきコンテナターミナル株式会社
回 収 状 況 等	ひびきコンテナターミナル株式会社リスラクチャリング契約及び和解仮契約書に従い、毎年度返還している。
開 始 年 度	平成 19 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規債権件数	件	—	—	—	—	—
年度末債権件数	件	1	1	1	1	1
年度末債権残高	千円	138,027	126,045	125,452	124,183	122,970
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

ひびきコンテナターミナル株式会社（以下「HCT」という。）は、若松区響灘地区に整備された港湾施設「ひびきコンテナターミナル」をPFI（※1）事業として運営するために、募集より選定された民間企業16社及び市（出資比率10%）からの出資を受け、平成16年1月に設立した会社である。その際、HCT社は、公的融資制度をはじめとする資金調達を行い、ひびきコンテナターミナルにおける荷役機械や管理棟などのターミナルの上物施設の整備を行った。

当初は平成17年4月に開港後、25年間にわたりHCTが民間事業者としてターミナル運営を行う予定であったが、貨物取扱高が計画より大幅に少なく、経営難に陥り約2年で実質的に破たんしたため、市は、HCTが保有する上物施設を買い取る等の公共化策をとっている。これに伴って、平成19年7月からは、荷役機械等の施設は市が利用者に貸与し、HCTは市からの委託により、荷役設備等のメンテナンス及びターミナル業務の運営補助を業務とする会社として、現在に至っている。

(※1) PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした手法のことである。

一方で、HCTには平成17年度から平成18年度にかけて、産業経済局企業立地支援課所管の「北九州市国際物流特区企業集積特別助成金」が交付されている。その内容は、次のとおりである。

【交付金額】

平成17年度

補助金交付額・・・・・・・・・・211,020千円
 うち設備取得に対する補助・・・・・・・・171,782千円
 うち設備賃貸に対する補助・・・・・・・・39,238千円

平成18年度

補助金交付額(すべて雇用に対する補助)・・1,500千円

【交付時期】

(設備分)

平成17年11月	補助金申請書(設備)提出	HCT→市
平成17年12月	交付決定通知書提出	市→HCT
平成18年1月	実績報告書提出	HCT→市
	交付確定通知書提出	市→HCT
	入金	

(雇用分)

平成 18 年 9 月	補助金申請書 (雇用) 提出	H C T → 市
平成 18 年 10 月	交付決定通知書提出	市 → H C T
	実績報告書提出	H C T → 市
平成 18 年 11 月	交付確定通知書提出	市 → H C T
	入金	

前述のとおり、平成 19 年度の市による H C T の公共化に際して、H C T は保有する荷役機械等の財産を市に処分 (売却) しているが、補助金を財源として取得した財産であるため、「北九州市補助金等交付規則」及び「企業誘致に係る補助金の返還に関する取り扱い基準」(以下「補助金返還基準」という。)に従い、補助金の一部返還が必要となる。

市は平成 19 年 8 月に「平成 17 年度北九州市国際物流特区企業集積特別助成金により取得した財産の処分に伴う補助金の返還について」という文書を H C T に交付し、補助金返還の請求を行っている。

返還請求額は、おおむね以下のように決定している。

(設備に対する補助)

残存価格 (不動産鑑定額 = 買取額) × 補助率 (5%)

⇒ 155,832 千円と算定

(雇用に対する補助)

雇用に対する補助については、1 年間の雇用実績に対して補助金を支払うものであり、残存価値がなく返還の対象としていない。

返還の方法については、「ひびきコンテナターミナル株式会社リストラクチャリング契約書」及び「和解仮契約書 (※2)」によって定められている。

具体的な返還方法、返還による平成 24 年度までの歳入年月及び金額は、次のとおりである。

返還方法	歳入年月	金額
資産譲渡による返還	平成 19 年 10 月	17,805 千円
その他の原資による返還	平成 22 年 3 月	10,327 千円
平成 20 年度以降の H C T の各事業年度における当期純利益の 80% に相当する額に、7.12% を乗じた額 (※3)	平成 21 年 6 月	1,654 千円
	平成 22 年 6 月	592 千円
	平成 23 年 6 月	1,268 千円
	平成 24 年 7 月	1,212 千円

(※2) 市の議会の決議後に、当該議決がなされた日から本契約としての効力が生じる。

(※3) 和解仮契約書には、「当期純損益金額が 0 円未満の場合は 0 円」と定められており、赤字の場合には市に返還されないこととなる。

(工) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(才) 監査の意見

① 債権の将来の回収可能性の評価とモニタリングについて（有効性等一意見）

産業-工①

本債権は相手先の当期純損益金額が0円未満の場合はその年度の返還額が0円と算定され、当該年度は市に返還されないことになる。そのため本債権の所管部署は将来の経営計画を把握し、本債権の将来の回収可能性を評価する必要があるが、それを行っていなかった。本債権の早期回収のため、所管部署は経営計画等を入手し、将来の回収可能性についての評価とモニタリングを実施することが望まれる。

<内容>

本債権の今後毎年度の返還額については、前述のとおり、「平成20年度以降のHCTの各事業年度における当期純利益の80%に相当する額に、7.12%を乗じた額」となっている。そのため、当期純損益金額が0円未満の場合は返還額が0円と算定され、赤字の場合には当該年度については市に返還されないこととなる。

平成24年度末の本債権の残高は122,970千円となっているが、平成20年度から平成24年度までの返還額の平均は1,181千円であり、これを基に今後の返還年数を計算すると104年かかることになる。

こうしたことから、当然に、HCTの現在及び過去の財政状態及び経営成績の把握はもちろん、将来の経営計画を把握し、本債権の将来の回収可能性を評価するとともに、返済スケジュールを具体的に立案することが、債権管理上必要となる。

しかし、本債権の所管部署である産業経済局企業立地支援課では、HCTの株主総会資料は入手しているものの、将来の経営計画をはじめ、債権の将来の回収可能性を評価するに必要となる資料、返済計画表については入手されていない。

HCT自体の所管部署は港湾空港局港営課であり、当該所管部署ではHCTの経営計画等を把握している。補助金を交付した本債権の所管部署である産業経済局企業立地支援課は、HCT自体の所管部署である港湾空港局港営課との連携を図り、本債権の将来の回収可能性に資する情報の入手及び将来の回収可能性の評価を実施し、成行きではなく、具体的な返済スケジュールを求めるとともに、早期回収のための経営改善等の協議とそのモニタリングを実施することが望まれる。

オ. (中央卸売市場) 施設使用料及び中央卸売市場雑入 (未収金)

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／中央卸売市場
分 類	未収金
根 拠 法 令 等	卸売市場法、北九州市中央卸売市場業務条例、同施行規則
要 綱 等	なし
発 生 原 因	使用者が施設使用料または中央卸売市場雑入を滞納することにより発生。 次の使用料等が対象である。 施設使用料・・・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等が使用する施設及び駐車場に関する使用料 中央卸売市場雑入・・・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等が使用する電気及び水道等の使用料 (実費徴収)
主 な 相 手 先	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等の法人または個人

(イ) 貸付金等の推移

(施設使用料)

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	633	682	731	789	891
年度末未収金額	千円	23,742	18,816	19,145	20,733	23,699
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	98	98	98	98	98
過年度調定分回収率	%	13	21	16	10	2
不納欠損額	千円	5,229	55	—	—	—

(中央卸売市場雑入)

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	397	428	478	521	585
年度末未収金額	千円	14,497	14,343	32,534	14,884	15,298
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	96	98	85	99	99
過年度調定分回収率	%	22	11	17	56	1
不納欠損額	千円	1,286	—	—	—	—

※ 上記件数は、1業者あたり1か月分で1件と数えて集計している。

(ウ) 背景

北九州市中央卸売市場は、卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可を受けて、地方公共団体（北九州市）が開設している公の施設であり、青果部門と水産物部門で構成されている。

中央卸売市場の役割は、

- ① 消費者の日常生活に欠かすことのできない野菜、果実、魚介類など、より新鮮な生鮮食料品を国内および諸外国の産地から集め、せり等の方法で適正な価格をつけて速やかに消費者の台所に送り、食生活の安定を図ること
- ② 生産する現場において自然条件に左右されやすく、工業製品のように計画的生産が困難な農業や漁業の生産者にとって、継続的で安定した出荷先が確保できること

を目的とし、生産者と消費者をつなぐパイプ役としての役割を果たしている。

中央卸売市場の関係者は、次のとおりである。

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

名称	役割	関係者数等
開設者	卸売市場法、業務条例及び施行規則に基づいて市場を開設し、施設の維持管理と業務の許認可等及び取引が公正に行われるように指導監督を行う。	北九州市
卸売業者	農林水産大臣の許可を受けて、出荷者から販売委託を受け又は買い付けた品物を販売場にて仲卸業者、売買参加者に卸売する。 販売方法は、原則としてせり売り又は相対取引の方法で行われ、卸売業者はその販売価格に応じて法定の手数料を受け取る。 (手数料率 野菜 8.5% 果実 7% 水産物 5.5%)	青果部 1 社 水産物部 2 社
仲卸業者	開設者の許可を受けて市場内に店舗をもち、卸売業者から買入れた品物を分荷又は調整して売買参加者等に販売する。	青果部 20 社 水産物部 18 社
売買参加者	一般小売業者、加工業者で、開設者の承認を受けて仲卸業者と同じ立場でせり売り・相対取引に参加する。	青果部 262 社 水産物部 291 社
関連事業者	開設者の許可を受けて、卸売業者が取扱わない物品を販売する。 第一種関連事業者（乾物・漬物・佃煮・鶏卵等の販売、金融・輸送業）と市場の利用者に便益を提供する第二種関連事業者（日用雑貨、石油スタンド、魚函、飲食業等）の 2 つがある。	第一種 43 業者 第二種 27 業者

(出所：「平成 24 年北九州市中央卸売市場概要」を参考に監査人作成)

北九州市中央卸売市場の使用料については、北九州市中央卸売市場業務条例(以下「業務条例」という。)第 67 条に定められている。

使用料は次のとおり大きく 3 つに分類される。

■卸売金額等に応じて発生する使用料 (収入科目は「売上高使用料」)

例示	算出方法	備考
卸売高使用料	卸売金額の 3/1,000	「売上高使用料」については平成 24 年度末現在、収入未済額なし
仲卸業者買付 物品販売高使用料	販売金額の 3/1,000	

■面積等の使用状況に応じて発生する使用料 (収入科目は「施設使用料」)

例示	算出方法	備考
卸売場使用料	1 月 110 円/㎡	「施設利用料」については平成 24 年度末現在、収入未済額あり
仲卸売場使用料	1 階 1 月 700 円/㎡ 2 階 1 月 400 円/㎡	
関連事業者市場使用料 (関連商品売場)	1 月 800 円/㎡	
関連事業者市場使用料 (従業員食堂)	1 月 600 円/㎡	

■使用者が実費を負担する使用料 (収入科目は「中央卸売市場雑入」)

例示	算出方法	備考
電気使用料	使用量に応じた 実費	「中央卸売市場雑入」については平成 24 年度末現在、収入未済額あり
水道使用料		
公共下水道使用料		

上表のとおり、使用料のうち「施設使用料」及び「中央卸売市場雑入」について収入未済額が発生しているが、平成 24 年度末の発生年度別の件数及び金額は次のとおりである。

発生年度	施設使用料			中央卸売市場雑入			合計		
	件	千円	比率	件	千円	比率	件	千円	比率
H19 年度以前	318	8,555	36%	212	5,148	34%	530	13,703	35%
H20 年度	106	2,416	10%	71	3,256	21%	177	5,673	15%
H21 年度	109	2,604	11%	71	2,057	13%	180	4,661	12%
H22 年度	116	3,316	14%	83	3,587	23%	199	6,903	18%
H23 年度	111	3,248	14%	69	636	4%	180	3,884	10%
H24 年度	131	3,559	15%	79	612	4%	210	4,171	11%
総計	891	23,699	100%	585	15,298	100%	1,476	38,998	100%

(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

平成 24 年度末収入未済額残高のうち、平成 19 年度以前に発生した収入未済が全体の約 3 分の 1 を占めており、発生から既に 5 年以上経過した債権が多く滞留している状況が明らかである。

(I) 監査の結果

① 延滞金の賦課について（その他―指摘）産業-オ①（指）

施設使用料等の滞納について、延滞金が賦課されていない。また、賦課しないことについて、その旨及び妥当性等を所管部署で決裁していない。市場使用者間の公平及び他の制度との均衡を期するためには、原則として延滞金を賦課することとし、延滞金を賦課しない場合には一定の基準を設けるとともに、所管部署において延滞金を賦課しないことの妥当性に係る決裁等を行うことが必要である。

<内容>

施設使用料等の滞納について、延滞金が賦課されていない。また、賦課しないことについて、その旨及び理由等の妥当性について所管部署では決裁手続がなされていない。

その点について、本市の平成 21 年度「包括外部監査結果報告書」では、監査結果の「3. 中央卸市場特別会計」の箇所で、次のように記載されている。

<指摘事項 特 3-2> 施設使用料を滞納している関連事業者に対する延滞金賦課について

施設使用料を滞納している関連事業者に対して延滞金を徴収していない。また、徴収しないことについて決裁等適切な手続もなされていないので、改善する必要がある。

施設使用料については「北九州市中央卸売市場業務条例」で定められているが、延滞金については「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」が適用される。これ

によると、例えば、平成 20 年度末の延滞金を試算すると、平成 20 年度の滞納債権は年度末時点で半年間の滞納が生じている場合、単利計算であったとしても累計 15 百万円の徴収が必要となる。

所管局によると、滞納者は経営が厳しく支払い能力の乏しい業者ばかりであり、延滞金を徴収することにより、納付意欲が低下し、滞納分も回収できなくなる可能性が高いために、延滞金を徴収していないということである。

延滞金は期限内納付の実効性を上げるための効果を持ち、延滞金を徴収しないことは、期限どおりに適切に支払っている使用者との公平性を欠く。したがって、規定に基づいて延滞金を賦課する必要がある。また、延滞金を徴収しない特段の理由があるのであれば、減免や使用料の改定等の適切な決裁が必要である。

※ 北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例（抜粋）

昭和 40 年 3 月 31 日 条例第 6 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 231 条の 3 第 1 項に規定する市の歳入(以下「税外歳入」という。)の督促及び延滞金の徴収については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。(昭 50 条例 54・一部改正)

（督促）

第 2 条 税外歳入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発して督促する。(昭 50 条例 54・全改)

（延滞金）

第 3 条 税外歳入の督促をした場合においては、当該税外歳入の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外歳入の金額に年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外歳入の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税外歳入の金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第 1 項の延滞金の金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。(昭 43 条例 8・全改、昭 45 条例 43・昭 50 条例 54・平 20 条例 56・一部改正)

（減免）

第 4 条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(出所：本市の「平成 21 年度包括外部監査結果報告書」37 頁及び 38 頁)

平成 24 年度現在も延滞金を賦課していないことについて、所管部署の説明は次のようであった。

第一に、中央卸売市場に係る条例については、農林水産省が「中央卸売市場業務規程例」を示し、それを参考にするように指導されているが、現時点で、その業務規程例の中には、延滞金賦課の条項がない。

第二に、大都市の中央卸売市場に延滞金賦課について照会したところでは、半数以上の都市で、条例の規定がなく、納付意欲の減退を招きかねないなどの理由から、延滞金を賦課していない状況がある。

第三に、現実に延滞金を賦課している都市もあるものの、場内業者に厳しい対応をすることが、滞納額の増大、場内からの撤退、ひいては、市場の衰退につながる懸念もあることから、延滞金の賦課については、他都市の状況や場内業者の経営状況を注視しつつ、慎重に対応している。

しかし、これらのような延滞金を賦課しない状況があるにしても、市場使用者間の公平、及び他の制度（例えば港湾管理使用料等については延滞金を計算した上で免除手続を経ている）との均衡を期するためには、安易な延滞金の賦課回避はすべきではない。

「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」に従えば、原則として延滞金を賦課することとし、事情によって延滞金を賦課しないこととする場合には、一定の基準を設けるとともに、所管部署において延滞金を賦課しないことの妥当性に係る適切な決裁手続を行うことが必要である。

(オ) 監査の意見

① 要綱等の作成・整備について（合規性—意見）産業-オ①

滞納整理に必要な滞納整理要綱が作成されていない。滞納整理要綱が作成されていないければ、督促、財産調査及び滞納整理の方法等が明確でないため、滞納者に対する効果的な指導及び適切な滞納整理等が実施できない。したがって、滞納整理要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本未収金について、督促や財産調査の方法及び債務者への指導や強制退去処分といった滞納整理の具体的な進め方等を定めた滞納整理要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取扱いの基準を定めるものである。

未収金は、本来市の歳入となるべき調定済みの金額が収入未済となったものであり、複数の対象者が存在することから、適切に納付した者と滞納した者との間の不

公平、さらに、滞納者間での取扱いに差異による不公平が生じないように、適切な回収活動を行う必要がある。

従って、滞納整理要綱を定める必要がある。

② 使用許可を出す際の使用指定条件について（合規性—意見）産業-オ②

市が使用許可を出す場合の使用指定条件に、施設使用料等を滞納した場合の取扱い等が示されていない。滞納に対する一定の抑止効果を期するため、また、将来使用者が使用料等を滞納した場合により円滑に滞納整理を実施するため、滞納整理要綱を整備することを前提に、使用指定条件において使用料等の滞納があった場合の取扱い等を具体的に明示することが望まれる。

<内容>

開設者である市から許可を受ける際、使用者は以下の使用条件を指定される。

1	使用施設の清掃並びに塵芥の搬出は使用者の負担において行うこと
2	軽易な補修に要する経緯費は使用者の負担とする。
3	使用施設を破損又は汚損したときは直ちに開設者に届出、使用者の負担において復旧することとする。
4	使用施設を第三者に使用させ又は指定（許可）目的以外に使用しないこと。
5	市長が市場施設の改修等を要すると認めるときは何時でも工事を施工するものとし、このため、使用者がやむを得ない損害を被ることがあっても市は賠償の責を負わないこととする。
6	市場施設に備付けの物品については、善良な管理をもって取り扱い、紛失又は破損したときは、直ちに開設者に届出、弁償するものとする。
7	公用又は公共用に供するために必要が生じたとき又は指定（許可）の条件に違反する行為があると認めるときは指定（許可）を取り消すものとする。
8	使用指定（許可）後、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したとき（中略）は、市は使用指定（許可）を取り消すことができる。
9	前2項により指定（許可）を取り消した結果損失が生じても、市はその補償はしないものとする。
10	使用者は、防火責任者を選任し、自己の負担において（消火器等の）防火器材を整備すること。

（出所：市場施設使用指定書より抜粋）

これらの使用条件について、施設使用料等を滞納した場合の取扱い等は示されていない。

毎年数百万円程度の滞納が新規に発生している状況にあり、施設使用料等を滞納した場合の取扱い等について使用指定条件に明示することは、使用許可を受ける際に使用者が強く意識し、滞納に対する一定の抑止力を生み、将来、使用者が施設使

用料等を滞納した場合には、よりスムーズに滞納整理が実施できると考えられる。

したがって、滞納整理要綱を整備することを前提に、使用指定条件に施設使用料等の滞納があった場合の取扱い等を具体的に明示することが望まれる。

(5) 建築都市局の貸付金等

ア. 福岡北九州高速道路公社貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	建築都市局／計画部／都市交通政策課
分 類	貸付金
根 拠 法 令 等	【経営改善資金】なし 【特別転貸債】地方財政法、財政融資資金法
要 綱 等	【経営改善資金】なし 【特別転貸債】地方債同意等基準運用要綱（総務省が地方債について定めたもの）
貸 付 目 的	【経営改善資金】 経営状態が厳しい状態にある福岡北九州高速道路公社（以下「道路公社」という。）に対して、財政支援することを目的とする。 【特別転貸債】 財政投融資資金を原資として地方債（特別転貸債）を起債し、その資金を市が道路公社に貸付けることにより、都市高速道路の整備を行うことを目的とする。
事 業 概 要	【経営改善資金】 道路公社に対して経営改善資金の貸付を行う。 【特別転貸債】 財政投融資資金を原資として地方債（特別転貸債）を起債し、その資金を市が道路公社に貸付ける。
貸 付 条 件	【経営改善資金】 無利息、料金徴収期間終了時に一括償還（協議によって繰上償還可能） 【特別転貸債】 利息あり
主 な 貸 付 先	福岡北九州高速道路公社
回 収 状 況 等	【経営改善資金】 貸付総額 150 億円のうち、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で、各 3 億円、計 12 億円の繰上償還を行っている。 【特別転貸債】 約定どおり回収中
開 始 年 度	【経営改善資金】昭和 63 年度 【特別転貸債】昭和 46 年度

(イ) 貸付金額の推移

【経営改善資金】

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付件数	件	10	10	10	10	10
年度末貸付残高	百万円	14,400	14,100	13,800	13,800	13,800
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	百万円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	百万円	—	—	—	—	—

【特別転貸債】

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	1	—	—	—	—
年度末貸付件数	件	21	19	18	17	16
年度末貸付残高	百万円	21,048	18,903	16,804	14,636	12,595
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	百万円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	百万円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

【経営改善資金】

道路公社は、福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において指定都市高速道路を建設・管理することを目的として、昭和46年に設立された。

出資者は、福岡県、福岡市及び市の三者であり、市は13%を出資している。

道路公社は、福岡高速道路及び北九州高速道路の整備等を行っており、これらは独立採算で運営されている。

北九州高速道路は、昭和55年に供用を開始したが、その直前に生じた石油ショック等による経済変動により、建設費が当初の想定より高騰し、また、建設期間の大幅な延長をもたらした。

さらに、昭和61年の第3次共用時点で、計画交通量に対する実績交通量の割合は約40%と、当初計画から比較して交通量が伸び悩み、採算性が悪化していった。

このような状況のなかで、北九州高速道路の経営状態が非常に厳しい状況となり、経営の再建が緊急の課題となった。

昭和 61 年に北九州高速道路採算検討委員会が設置され、昭和 63 年には同委員会より「北九州都市高速道路の採算性及び経営改善策について」という報告書が出され、「設立団体は必要な財政支援を行う」という提言がなされた。

この提言を受け、市は道路公社に対して、昭和 63 年度から平成 9 年度の 10 年間で、毎年度 15 億円ずつ、計 150 億円の経営改善資金を貸付けた。

本貸付金の貸付条件について、貸付利息は無利息、償還期限及び償還方法は料金徴収期間終了時に一括償還となっている。ただし、市及び道路公社の協議の上、一部または全部を繰り上げ償還することができる。

貸付額及び繰上償還の状況は次のとおりである。

年度	貸付額	繰上償還額	差引
昭和 63 年度	15 億円	12 億円※	3 億円
平成元年度	15 億円	—	15 億円
平成 2 年度	15 億円	—	15 億円
平成 3 年度	15 億円	—	15 億円
平成 4 年度	15 億円	—	15 億円
平成 5 年度	15 億円	—	15 億円
平成 6 年度	15 億円	—	15 億円
平成 7 年度	15 億円	—	15 億円
平成 8 年度	15 億円	—	15 億円
平成 9 年度	15 億円	—	15 億円
計	150 億円	12 億円	138 億円

※ 平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で、各 3 億円、計 12 億円の繰上償還を行っている。

なお、前述のとおり、本貸付金の償還期限は、「料金徴収期間終了時に一括償還」となっているが、平成 25 年 3 月 31 日時点では平成 55 年を予定しており、非常に長期となっている。

【特別転貸債】

特別転貸債による貸付は、都市高速道路の整備を行うため、財政投融资資金を原資として地方債（特別転貸債）を起債し、その資金を市が道路公社に貸付けるものである。

直近では、平成 20 年に新規の特別転貸債による貸付が行われている。

平成 20 年度の特別転貸債による貸付について、貸付条件は以下のとおりである。

- ・ 利率：1.8%
- ・ 据置期間：5 年間
- ・ 償還期間：20 年間（据置期間含む）

特別転貸債に係る償還について、償還スケジュールに従い償還されている。

【道路公社の直近の財務状況】

道路公社における過去3年間の収支状況及び財務状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度
業務収入	50,810	51,835	53,246
償還準備金繰入	26,695	28,340	29,744
当期利益金	56	27	32

(出所：決算書「損益計算書」より金額を集計)

(単位：百万円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度
総資産	1,246,169	1,250,541	1,252,252
総負債	1,025,148	1,028,817	1,030,131
純資産	221,021	221,723	222,121
前期比増減額	1,931	702	398

(出所：決算書「貸借対照表」より金額を集計)

道路公社の収支状況について、業務収入は増加傾向にあり、収支差益を償還準備金に繰り入れている。また、財務状況については、大きな変化はなく、比較的安定した状態を維持している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 経営計画の適時な検証と市の積極的な関与の必要性について（有効性等一意見）

建築-ア①

経営改善資金に係る貸付金については、償還期限及び償還方法は「料金徴収期間終了時に一括償還」となっており、平成25年3月31日時点では償還予定は平成55年を予定しており、非常に長期となっている。その状況に鑑みると、貸付金の回収可能性の吟味のため、市は、毎年の運営会議への参加や決算書の入手等を行っているが、十分な検証がなされているとは言い難い状況である。道路公社が策定した経営計画について、毎年度、経営計画の進捗状況の把握に努め、計画と実績が乖離している場合には、適時に道路公社に対して計画の見直しを依頼するなど、市は出資者及び債権者として、積極的な関与をしていくことが望まれる。

<内容>

経営改善資金に係る貸付金については、一部繰上償還があったものの、償還期限及び償還方法は「料金徴収期間終了時に一括償還」となっている。平成 25 年 3 月 31 日時点では償還予定は平成 55 年を予定しており、非常に長期となっている。

このような状況の中で、市は道路公社の経営計画について検証を行い、貸付金の回収可能性を吟味する必要がある。市が行っているモニタリングは、現状では、毎年開催される福岡北九州高速道路公社運営会議への参加、決算書の入手等により、道路公社の経営状況を把握しているとのことであった。しかし、道路公社が作成した計画と実績との比較等を毎年度行うといった十分な検証がなされているとは言い難い状況であった。

前述の運営会議では、前年度の決算と当年度の予算、今後の課題と取組等について報告している。

市では、貸付金の回収可能性を吟味するため、当該運営会議資料に含まれる経営計画について、毎年度、計画と実績の分析を行い、経営計画を具体的に検証していく必要がある。また、検証の結果、計画と実績が乖離している場合には、経営計画の精度を向上させるため、適時に道路公社に対して計画の見直しを依頼する必要がある。市は出資者及び債権者として、このような積極的な関与をしていくことが望まれる。

イ. 北九州高速鉄道株式会社貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	建築都市局／計画部／都市交通政策課
分 類	貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	市からの貸付金である北九州都市モノレール小倉線建設資金等の元金償還財源とすることを目的とする。
事 業 概 要	一時債務超過状態に陥った北九州高速鉄道株式会社に対する経営改善策の一環とした貸付を行っている。
貸 付 条 件	無利息
主 な 貸 付 先	北九州高速鉄道株式会社
回 収 状 況 等	当初約定では平成 21 年 9 月から償還が始まることになっていたが、経営難の状況から、過去に 6 度の据置期限の延長を行っており、現在では平成 29 年 3 月までが据置期限となっている。
開 始 年 度	平成 15 年度

(4) 貸付金額の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付件数	件	2	2	2	2	2
年度末貸付残高	百万円	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	百万円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(7) 背景

昭和 40 年代以降、いわゆる高度成長期において、個人の自動車保有台数の増加に伴い、北九州都市圏で慢性的な交通渋滞が発生した。また、北九州都市圏の拡大に伴い、人口が増加した地域の通勤、通学手段の確保の必要性が生じた。

また、昭和 47 年 11 月に「都市モノレールの整備の促進に関する法律」が施行された。同法は、都市における交通の円滑化を図り、公衆の利便の増進に寄与することを目的としており、都市モノレールの整備の促進に関し必要な措置を定めている。

そこで市は、慢性的な交通渋滞解消と交通手段の確保のため、同法に基づき市が

52%を出資し、第三セクターとして北九州高速鉄道株式会社（以下「北九州高速鉄道」という。）を昭和51年7月に設立した。同年12月、軌道法に基づく事業免許を取得した。

昭和53年10月、建設工事に着工し、昭和60年1月、「平和通駅（旧小倉駅）」から「企救丘駅」までの区間で、北九州都市モノレールの営業を開始した。

開業当初、北九州都市モノレールはJR小倉駅に接続していなかったが、利便性の向上のため、平成7年8月に「平和通駅（旧小倉駅）」から「小倉駅（現小倉駅）」への延伸工事施工の認可を受け、平成10年4月、小倉駅までの延伸区間が開業した。

このような経緯のもと運営が始まった北九州都市モノレールであるが、開業当初の整備に必要な事業費について、次のような負担関係となっていた。

【開業当初事業費】

対象	負担者	金額
インフラ設備 (桁・支柱・駅舎等)	国	208億円
	市	127億円
インフラ外設備 (車両、電力・信号施設等)	北九州高速鉄道	346億円

【北九州高速鉄道負担分の財源内訳】

財源	金額
資本金	22億円
市貸付金	224億円
日本開発銀行貸付金	100億円
合計	346億円

(出所：「北九州都市モノレールの経営改善と利用促進に関する提言」(平成16年11月5日北九州高速鉄道(株)経営検討委員会)をもとに監査人作成)

なお、前述の延伸工事に係る事業費については次のような負担関係になっており、北九州高速鉄道としての債務負担はなかった。

対象	負担者	金額
インフラ設備 (桁・支柱・駅舎等)	国	40億円
	市	65億円
インフラ外設備 (車両、電力・信号施設等)	市及び民間から 北九州高速鉄道 に対する出資金	18億円
	日本中央競馬会	12億円

(出所：「北九州都市モノレールの経営改善と利用促進に関する提言」(平成16年11月5日北九州高速鉄道(株)経営検討委員会)をもとに監査人作成)

このように開業当初から 324 億円という多額の負債を抱えた北九州高速鉄道の経営状況をみると、平成 10 年の延伸区間開業に伴い単年度黒字化を達成したものの、利用客は当初の計画を大幅に下回り、平成 14 年度末の債務残高は 280 億円、累積損失額は約 257 億円となった。

そこで、市は北九州高速鉄道の要請に基づき経営改善資金として、平成 15 年度に 14 億円、平成 16 年度に 8 億円の無利息貸付を行った。

また、平成 16 年 11 月に、第三者委員会である北九州高速鉄道株式会社経営検討委員会より、「北九州都市モノレールの経営改善と利用促進に関する提言」が出された。

その審議の結果、「最大の懸案事項である北九州高速鉄道（株）の財務改善策については、過去の負債の処理という限定された分野ではあるが、北九州市による支援を行うべきである」との結論に至っている。

その結論を受けて、北九州高速鉄道は次のような財務改善案を策定し、出資者及び債権者である市もそれを了承し、平成 17 年 6 月議会において議決した。

①返済負担の軽減【債務の株式化】

<目的・効果>

- ・経営に必要な自己資金の確保
- ・債務超過が解消し、会社の自立経営の確保及び自立的な資金調達が可能

<方法>

- ・平成 17 年度において、市からの貸付金 283 億円のうち、270 億円について北九州高速鉄道の株式に振り替える、いわゆる「債務の株式化」を実施した。
- ・貸付金のうち、残りの 13 億円（内訳は、前述の平成 15 年度貸付分のうち 5 億円、平成 16 年度貸付分 8 億円）については、返済可能額として市の貸付金のままとした。

②累積損失の解消【減資】

<目的・効果>

- ・財務体質の健全化と経常的な経費負担の軽減
- ・対外的な信用力向上による、自立的な資金調達環境の整備

<方法>

- ・それまでの資本金額 81 億円に、債務の株式化による増資額 270 億円を加算した 351 億円を、30 億円に減資した。

このような財務改善案を実行した結果、市と北九州高速鉄道の関係は次のようになった。

- ・資本関係：市の 100%出資

・貸付金：13億円（平成15年度貸付分5億円、平成16年度貸付分8億円）

本貸付金については、5年据置の後、平成22年3月から償還が開始する予定であったが、長引く不況等の影響により運輸収入の減少が続き、車両をはじめ主要設備について大幅な更新時期を迎えていたことも重なり、返済が困難な状況に陥っていた。そのため、北九州高速鉄道は据置期限の延長を市に要請し、市は契約を変更することでこれを承諾した。

しかし、その後も北九州高速鉄道の財政状況の改善は進まず、据置期限の延長を繰り返すこととなり、最終的には計6回の据置期限の延長の末、当初より8年長く据置期限が延長されている。

その結果、貸付金の償還は、大規模修繕等に係る支出が峠を越す平成29年3月まで据え置かれることとなり、平成15年の貸付開始以来、14年にわたり償還開始が遅延されている。

北九州高速鉄道における過去3年間の損益の状況及び財政状態は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	H22年度	H23年度	H24年度
営業収益	2,061,562	2,100,250	2,096,819
当期純利益（純損失）	22,520	△27,682	△117,910

（出所：決算書「損益計算書」より金額を集計）

（単位：千円）

区分	H22年度	H23年度	H24年度
総資産	16,859,046	16,828,391	17,072,023
総負債	3,920,130	3,718,183	4,079,726
純資産	12,938,915	13,110,207	12,992,297
前期比増減額	-	171,292	△117,910

（出所：決算書「貸借対照表」より金額を集計）

損益の状況について、平成23年度は27百万円、平成24年度は117百万円の赤字となっている。

財産の状況について、債務超過状態にはないものの、平成24年度は赤字の影響で純資産額が約1億円減少している。なお、平成23年度において27百万円の赤字であるにもかかわらず純資産額が前期比で171百万円増加しているのは、土地再評価差額金が199百万円増加していることが影響している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 経営計画の適時な検証と市の積極的な関与の必要性について（有効性等一意見） 建築-イ①

本貸付金の据置期限の度重なる延期及び経営状況に鑑みて、貸付金の回収可能性の吟味のため、市は経営計画の詳細な検証が必要であるが、毎年の株主総会の出席や運輸実績等の報告は受けているものの、十分な検証が行われているとは言い難い状況である。北九州高速鉄道が策定した経営計画について、毎年度、経営計画の進捗状況の把握に努め、予測と実績が乖離している場合には、適時に予測の見直しを依頼するなど、市は株主及び債権者として、積極的な関与をしていくことが望まれる。

<内容>

本貸付金については、北九州高速鉄道の財政状況の改善は進まず、これまで計6回の据置期限の延長の末、当初より8年長く据置期限が延長され、貸付金の償還は、大規模修繕等に係る支出が峠を越す平成29年3月まで据え置かれている。

また、過去3年間の損益の状況を見ても、2年連続で赤字となっており、財産の状況についても、債務超過状態にはないものの、赤字の影響により純資産額は減少している。

このような状況の中で、市は北九州高速鉄道の経営計画について検証を行い、貸付金の回収可能性を吟味する必要がある。しかし、市が行っているモニタリングは、現状では株主総会に毎年出席している他、日次の乗客数及び月次の運輸実績の報告を受けているのみであり、作成されている経営計画と実績の十分な検証が毎年度行われているとは言い難い状況であった。

経営計画について、北九州高速鉄道は、平成23年に経営改善委員会報告書を公表し、「今後の見通し」として輸送人員の需要予測や長期収支見込等の計画を策定している。

また、平成25年4月には「新・経営改善計画」を策定し、平成23年度の報告書を踏まえた上で、今後の収支予測等を行っている。

市では、貸付金の回収可能性を吟味するため、これらの経営計画について、毎年度、計画と実績の分析を行い、経営計画の進捗状況を検証していく必要がある。また、検証の結果、計画と実績が乖離している場合には、経営計画の精度を向上させるため、適時に北九州高速鉄道に対して計画の見直しを依頼する必要がある。市は株主及び債権者として、このような積極的な関与をしていくことが望まれる。

ウ. 住宅供給公社貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	建築都市局／住宅部／住宅計画課
分 類	年度内償還貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	北九州市住宅供給公社の一般事業資金の一部及び賃貸住宅建設事業の自己資金相当額を貸付することにより、公社の円滑な運営に寄与することを目的とする。
事 業 概 要	北九州市住宅供給公社に対し、契約期間を一年間として、賃貸住宅建設事業資金、優良賃貸住宅建設事業資金及び一般事業資金を貸付している。
貸 付 条 件	賃貸住宅建設事業資金及び一般事業資金は無利息、優良賃貸住宅建設事業資金は年 0.40%の利息である。
主 な 貸 付 先	北九州市住宅供給公社
回 収 状 況 等	年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収している。
開 始 年 度	昭和 42 年

(4) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	3	3	3	3	3
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：本貸付金は毎年度末にいったん全額回収されるため、ゼロとなっている。

なお、平成 24 年度の貸付金額は 2,865,828 千円である。

(7) 背景

本貸付金は、北九州市住宅供給公社の一般事業資金の一部及び賃貸住宅建設事業の自己資金相当額を貸付することにより、公社の円滑な運営に寄与することを目的として、契約期間を 1 年として貸付している。

契約期間は1年であり、貸付した年度末に一旦全額償還する。翌年度初めに、前年度末残高から一定額を差し引いた金額を再度貸付する。それを毎年度繰り返している。このような貸付形態のため、年度末に貸付金残高が残らない。

年度ごとの種類別貸付実行額の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	長期	年度内償還貸付金			合計
	建設事業 資金	賃貸住宅 建設事業 資金	優良賃貸 住宅建設 事業資金	一般事業 資金	
19	1,551,568	591,457	1,618,105	1,400,000	5,161,130
20	—	552,640	1,558,175	1,350,000	3,460,815
21	—	513,823	1,498,245	1,300,000	3,312,068
22	—	475,006	1,438,316	1,250,000	3,163,322
23	—	436,189	1,378,386	1,200,000	3,014,575
24	—	397,372	1,318,456	1,150,000	2,865,828

上表のとおり、平成19年度までは、3つの年度内償還貸付金の他に、長期の貸付金（建設事業資金貸付）があった。

当該長期貸付金については、平成19年3月27日付で「建設事業資金貸付変更契約書」を締結し、従前の契約では償還期限が最長で平成53年3月であったものを、本変更契約で平成19年4月2日と改め、当該長期貸付金の一括繰上償還を行った。

これは、「北九州市経営基本計画」（平成18年12月）に記載されている「外郭団体等への貸付金の見直し」に基づき実行されたとのことである。

IV 歳入と歳出のギャップを解消するための中期的な経営改善策の方針

1 財源調達の多様化と充実

(7) その他の収入確保に向けた取組み

① 外郭団体等への貸付金の見直し

これまで、外郭団体等の事業の公益性や資金確保の円滑化を図るため、市から外郭団体等への資金の貸付を行ってきましたが、自力で資金調達が可能な外郭団体等については、経営状態に配慮しながら貸付金の繰上償還を検討します。

(出所：「北九州市経営基本計画」（平成18年12月）30頁)

この長期貸付金の一括繰上償還に伴い、3つの年度内償還貸付金について、平成19年に償還条件等が次のように変更されている。

	賃貸住宅建設 事業資金	優良賃貸住宅建設 事業資金	一般事業資金
H18年度 以前	【償還期限】 平成46年3月 【貸付利率】 無利息	【償還期限】 平成46年3月 【貸付利率】 1.50%（長プラ -0.3%）	【償還期限】 平成22年3月 【貸付利率】 0.06% （変動、大口定期預 金金利）
H19年度 以降	【償還期限】 平成46年3月 【貸付利率】 無利息	【償還期限】 平成46年3月 【貸付利率】 <u>0.4%</u> （H19年大口定期預 金金利）	【償還期限】 <u>平成47年3月</u> 【貸付利率】 <u>無利息</u>

※ 上表における「償還期限」は、契約上の償還期間ではなく、年度内償還貸付金の残高が毎年度徐々に減少していき、最終的にゼロになる年度のことを指す。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 貸付条件の変更に係る妥当性の検討と事跡について（合規性－意見）建築-ウ①

本貸付金は、貸付条件を変更しているが、所管部署内に協議結果の事跡が残されておらず、当該変更についての妥当性が確認できなかった。貸付条件等の変更にあたってはより慎重な検討が求められ、その検討結果については、償還期限が満了するまで、文書等の形式で残すことが必要である。

<内容>

本貸付金は、背景に記載のとおり、平成19年度において長期貸付金（建設事業資金貸付）の一括繰上償還に伴い、3つの年度内償還貸付金のうち、優良賃貸住宅建設事業資金については貸付利率を、一般事業資金については償還期限及び貸付利率を変更している。

当該変更については、財政局との協議に基づき見直しを行ったとのことであるが、当該変更に係る所管部署内における協議結果につき事跡が残されておらず、利率の変更及び償還期限の変更についての妥当性が確認できなかった。

特に一般事業資金については、償還期限が平成 21 年度から平成 47 年度へと大幅に延長し、さらに利率については 0.06% から無利息へとなっていることから、他の貸付制度等との公平性の観点からも、このような貸付条件の変更については慎重に検討すべきものである。

また、検討した結果の事跡は、償還期間が満了するまで所管部署に保管されていなければ、その貸付条件の妥当性が明示されないばかりか、妥当性の検討を行ったかどうか不明瞭となる。

したがって、所管部署内で行った貸付条件等の変更の検討結果については、その償還期限が満了するまで、文書等の形式で残すことが必要である。

② 貸付金残高の開示の必要性について（合規性―意見）建築-ウ②

本貸付金は、契約により年初に貸付をし、一旦は年度内にすべて償還され、翌年初に再度貸付することが繰り返されている。このため、年度末の貸付金残高はゼロとなり、市の「財産に関する調書」の貸付債権に記載されない。資金の使途、実際の返済状況から、実態は長期の貸付金であると考えられる。

したがって、本質が長期の貸付金に該当するものであれば、その実態に合わせた契約を締結するとともに、貸付債権として適切に開示することが望まれる。

<内容>

本貸付金は、契約期間が 1 年以内に設定され、例えば平成 24 年度であれば、平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 3 月 29 日となっている。翌年度には、前年度末残高から所定の償還金額を差し引いた金額を再度貸付する方法を採用している。このため、貸付金の期末残高は毎年度ゼロとなっている。

しかし、当該年度内償還貸付金が徐々に減少していき、最終的にゼロになる期日（償還期限）は平成 47 年 3 月となっており、内容も建設事業等に係るものであるため、実質的には長期の貸付金としての性格を有している。

このように、実態は長期の貸付金の性格を有していながら、貸付金残高はゼロとなってしまう、市の貸付債権として「財産に関する調書」には、記載されないことになっている。

また、前述のとおり、「北九州市経営基本計画」（平成 18 年 12 月）は歳入確保に向けて取り組むことを趣旨としている。確かに、平成 19 年度に長期貸付金（約 15 億円）を一括繰上償還しており当該年度の償還額が増加している。一方で、年度末に残高が表れない年度内償還貸付金のうち一般事業資金（約 14 億円、平成 19 年度ベース）については、平成 22 年 3 月末で残高がゼロになる予定だったものが 26 年

延長され、平成 47 年 3 月にかけて徐々に残高を減少させていくこととしている。

貸付金の本質が長期の貸付金に該当するものであれば、その実態に合わせた契約を締結するとともに、市の貸付債権として適切に開示することが望まれる。

なお、こうした年度内償還貸付金は、他の貸付金にも同様のことが見られ、実態が伴わずに、市の歳入及び歳出総額を膨らませる恐れがある。

エ. 住宅供給公社出資金返還金

(7) 概要

所 管 部 署	建築都市局／住宅部／住宅計画課
分 類	その他の債権
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
発 生 原 因	北九州市住宅供給公社による賃貸住宅建設の促進を図るため、賃貸住宅の建設等に際し、住宅金融公庫以外の公社負担分については出資または無利息貸付を行っている。過去に建設資金に関する出資と固定資産税相当額の出資のうち、契約条件や北九州市住宅供給公社との合意により返還が確定したものである。
主 な 相 手 先	北九州市住宅供給公社

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規債権件数	件	—	—	—	—	—
年度末債権件数	件	2	2	2	2	2
年度末債権残高	千円	46,216	41,496	36,776	32,056	78,592
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

北九州市住宅供給公社（以下「公社」とする。）による賃貸住宅建設の促進を図るため、賃貸住宅の建設等に際し、住宅金融公庫以外の公社負担分については出資または無利息貸付を行っている。（このうち、貸付金については、「ウ. 住宅供給公社貸付金」で記載している。）

市の公社への出資金については、出資団地向けの出資金と協議団地向けの出資金の分けがある。

ここで「出資団地」とは、公社が住宅金融公庫の融資を受けた賃貸住宅建設事業に対して市が出資し、定められた期限の到来をもって、土地及び建物の所有権を公社から市に移転する契約を締結している団地をいい、「協議団地」とは、市と公社との間で市からの建設出資又は固定資産税相当額の出資の精算や、公社の

土地建物の所有権の帰属について、契約等で定めがなされているものの、最終的な結論を出すには市との協議が不可欠となる団地をいう。

市は協議団地2件（平和ビル、西町団地）については、平成23年度までに協議が終了し、返還金が確定している。当初は「住宅供給公社出資金」として処理されていたが、金額が確定した段階で、現在は利息相当額も含め「住宅供給公社出資金返還金（その他債権）」として処理されている。

① 平和ビルへの出資金返還金について

八幡駅前地区に立地する賃貸住宅（平和ビル）は、昭和28年に公社（建設時は八幡市住宅協会）が建設して所有していた。

市（当時は八幡市）は当初、建設資金の一部について出資し、その後、昭和43年度から51年度までの間は、固定資産税相当額の出資（注）も行っている。

（注）当初、固定資産税は非課税とされていたが、昭和40年12月の公社設立後に固定資産税が課税されることになり、入居者の家賃へ固定資産税相当額を転嫁できないため、市が固定資産税相当額を市に出資したものである。

【当初契約】

当初契約では、建設資金の出資については、公社が所有している平和ビルの3、4階部分について、住宅金融公庫からの借入金償還完了時（平成元年）に、市に所有権を移転することによって返還とすることとなっていた。また、固定資産税相当額の出資については、同様の時期に、年5分5厘の複利計算による利息を付した元利合計額に見合う賃貸住宅を市に譲渡するが、それにより難しい場合には、市と公社が協議のうえ現金をもって決済することができることとなっていた。

その後、八幡駅前第一種市街地再開発事業が施行されることとなり、平和ビルが解体され、新たに再開発ビルが建設されるため、公社が所有権を有している平和ビル3、4階部分の所有権の移転ができないこととなったが、平成元年の時点ではこの再開発事業計画の方針がかたまっておらず、事業進捗の様子を見る必要があったことから、平成元年8月25日付けで所有権の移転を当分の間留保する旨の変更契約を締結した。

【変更協定】

この再開発事業に伴い、市と公社は協議を行い、平成13年7月2日に協定書を締結している。その内容は、建設資金の出資については、平和ビルの資産として取得する額に基づき算定した額を現金で返還、固定資産税相当額の出資につい

ては、協定日まで5分5厘の複利計算による利息を付した額を現金で返還するというものである。

市は、協定に当たっては、「資産として取得する額」について、弁護士に相談し、①出資金のみを償還、②平和ビルの建設費に占める出資割合に応じた従前資産額を償還、③再開発事業にかかる従前資産額による評価をもとに償還、という3つの案から②を選択した旨を記載した「八幡駅前団地(平和ビル)に関する出資について」(平成23年5月10日)があるが、これを理解するために各案の評価金額等の詳細や、②を選択した妥当性の検討過程についての事跡は確認できなかった。

【出資金とその返還額及び返還スケジュール】

a. 返還対象の出資金

	内 訳	出資年月日	出 資 額
平和ビル (八幡)	建設資金	S28. 3. 10	15, 104, 000 円
	固定資産税 相当額	S44. 4. 4 ～S52. 2. 16 (計9回)	2, 515, 920 円
合計			17, 619, 920 円

b. 返還額と返還スケジュール

平成13年度に出資の全額17,619千円と固定資産税相当額に付した利息9,055千円の合計26,675千円を返還し、市でいうところの「資産として取得する額」として評価された額80,200千円と建設出資15,104千円の差額65,096千円は、平成17年から平成30年の14年間に年均等分割で返還することで合意している。平成24年度までは返済スケジュールどおり、公社から市に返還されている。

② 西町団地への出資金返還金について

西町団地は財団法人北九州市住宅協会が、昭和39年から40年にかけて建設したものであり、建設出資金はなく、平和ビル同様の固定資産税相当額の出資のみである。

【当初契約】

当初契約は、公社は、出資金の償還にかえて、賃貸住宅に係る借入金の償還を完了したとき、市が出資した資金につき年5分5厘の複利計算による利息を付した元利合計額に見合う賃貸住宅を市に譲渡するとし、それにより難しい場合には、

市と公社が協議のうえ現金をもって決済することができることとなっていた。返還の時期は、住宅金融公庫から50年間の長期融資を受けていたため、市への返還も50年後とされた。

【変更協定】

その後、公社による「北九州市住宅供給公社賃貸住宅ストック再編計画基本方針」に基づき、出資団地及び協議団地の所有権帰属問題を解決するため、市と公社で構成する協議会の設置を公社から要請した。

その結果、市と公社は6回に及ぶ協議を行い、金額については主張の相違があったが、最終的には平和ビルの例に倣い、全額現金での返還を行うという協定書を平成24年3月31日に締結している。

【出資金とその返還額及び返還スケジュール】

a. 返還対象の出資金額（固定資産税相当額）

西町団地 (戸畑)	内 訳	出資年月日	出 資 額
	固定資産税 相当額	S42. 5. 31 ～S52. 2. 16 (計9回)	6,849,974 円

b. 返還額と返還スケジュール

平成24年度に出資の全額6,849千円を返還、固定資産税相当額に付した利息51,256千円は平成25年から平成35年の11年間に年均等分割で返還することで合意している。平成24年度は返済スケジュールどおり、公社から市に返還されている。

なお、以上の経緯については、市の担当部署に事跡が保管されていないものもあり、相手方である公社において確認した資料の情報も加味して記載している。

③ 出資団地について

平和ビル、西町団地とも協議団地である。市の公社への出資金には、これ以外に建設出資団地（6団地）の出資金がある。

建設出資団地は、次のとおりである。

	出資年月日	出資額 (円)
第二尾倉 (八幡東)	S47. 2. 29	163, 000, 000
	S48. 1. 25	164, 000, 000
	S48. 2. 27	37, 956, 000
	S48. 8. 25	42, 574, 000
東沼 (中吉田) (小倉南)	S48. 5. 30	43, 377, 000
	S49. 4. 1	67, 904, 000
	S49. 11. 18	65, 579, 000
	S50. 10. 31	34, 855, 000
	S51. 3. 17	36, 145, 000
沼 (小倉南)	S48. 5. 30	44, 064, 000
祇園 (八幡東)	S48. 5. 30	157, 907, 000
	S49. 1. 30	61, 608, 000
南丘西 (小倉北)	S49. 4. 1	129, 282, 000
	S49. 11. 18	14, 532, 000
金比羅 (戸畑)	S49. 4. 10	93, 088, 000
	S49. 11. 18	82, 535, 000
合計		1, 238, 406, 000

これらの出資団地についても、公社の「北九州市住宅供給公社賃貸住宅ストック再編計画基本方針」に基づき、協議を進めている。

当初の契約では、出資対象となった団地（土地・建物）を無償で市に譲渡することになっている。しかし、実際に団地を市が譲り受ける場合には、引き続き市営住宅として運営できるかどうか、市営住宅をやめる場合に居住者はどうするか、老朽化した住宅の維持管理、修繕に多額の費用がかかるため、継続して公社が管理することが現実的ではないかなど、難しい問題があり、また、公社の財政上、出資額だけで約 12 億円という多額な資金を短期間で返還することも難しく、さらには耐震化工事や建替計画等においても資金調達が必要であり、金融機関からの新たな借入も難しい問題があるとしている。

そのため、公社から、出資金の分割返還はできないか、できない場合には一旦出資金を一括返還し、相応額を無利息で貸付できないかについて市に検討を依頼している。しかし、平成 24 度中に結論は出ず、協議を継続、結論は先送りとなっている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 出資金と貸付金の区別について（合規性—意見）建築-エ①

住宅供給公社に対しては、出資金と貸付金の2つがあるが、区別が明確でない。本出資金の実質的な内容は貸付金と考えられるため、開示科目を適切なものにする事が望まれる。

<内容>

市は、当初「出資金」としていた出資額とその利息相当額も含めて「住宅供給公社出資金返還金」として、「財産に関する調書」に計上し、公社の決算書では、同額が「長期未払金」として計上されている。また、今後の返還の方針が協議されている出資団地の出資金1,238,406千円については、公社では「公共団体借入金」として「長期借入金」に計上されている。

本出資が出資であるとの認識であれば、公社でも「資本金」に計上されていると考えられるが、公社では少なくとも出資とは認識していない開示となっており、両者の認識が合っていないものと思われる。

また、出資の定義については広狭あるが、通常、出資金からは利益の分配はあっても利息は発生しないところ、本出資金は複利による利息計算をすることとなっており、経済的実態からも貸付金であるものと考えられる。

したがって、「出資金」ではなく「貸付金」等の適切な科目で処理し、開示する必要があると考える。

② 利息の契約形態について（合規性—意見）建築-エ②

長期間の契約による利率が5.5%、しかも複利となっている。そのため、事例では6,849千円の固定資産税相当額の出資に対して、約45年間に51,256千円もの利息がついている。約定とはいえ利息は非常に多額なものとなっている。現在の経済状況からは見直しが必要であり、また、今後は、契約当初の十分な検討と利率見直し条項等の考慮が必要であると考ええる。

<内容>

利率が5.5%となっており、しかも複利となっている。そのため、西町団地のケースでは6,849千円の固定資産税相当額の出資に対して、約45年間の利息として51,256千円が計算されている。

契約どおりに行われているものの、複利で約7倍にも膨れ上がっている。仮に、当初契約の返還期限までの50年では出資額の14倍以上に価値が増えることとなる。また、その契約に基づいて、土地建物ではなく現金で返還することとしたため公社は多額の資金負担が必要となっている。また、平和ビルの例でも建設出資15,104千円に対して返還を受けた額は80,200千円である。

当時の経済状況で物価の上昇による資産価値の上昇を見込むことは考えられない

ではないが、住宅の資産価値は時の経過とともに減少することが通常であり、既に老朽化していると認識されているように、当時の想定は見直される必要があると考える。また、一般的に、金融機関から借入をする場合に利息が複利計算で行われることはないところである。

著しく長期にわたり利率を固定し、しかも複利で行うことは、当然に経済状況の変化に対応できないことになる。

したがって、現在協議中の出資団地に係る返還金についても、評価額は妥当か、利息は付すか等の経済合理性を十分に検討して進める必要があると考えられ、また、新たなこうした長期にわたるものについては、当初に十分な検討がなされる必要があり、条件の見直しが可能である弾力条項もいれるなど、契約形態を検討する必要があると考える。

③ 経緯等の事跡の保管について（合規性一意見）建築-エ③

出資することの起案書は残っているものの、それ以外の事跡が残っておらず、詳しい経緯等が確認できなかった。出資や貸付については、償還が完了するまで、その目的や条件決定等の経緯を明確に記載した事跡を残すことが必要である。

<内容>

契約内容や協議内容を詳細に確認するために過去の経緯についての事跡の提出を求めたが、出資時点の出資をするという起案書は残っているものの、出資をする必要性、金額の決定、利率の根拠、複利であることの根拠や、一例としての平和ビルの評価などの諸条件に関する事跡が残っておらず、確認できなかった。

本出資金のような特殊な支出については、経緯を詳細に事跡として残さなければ、市職員の異動があるなかで時間の経過とともに交渉、決定の過程を理解することができなくなり、将来の債権管理にも影響を及ぼすことも考えられる

したがって、貸付・出資については、その目的や条件決定等の経緯を明確に記載した事跡を残すことが必要である。

④ 出資団地の今後の方針の早期決定について（有効性等一意見）建築-エ④

出資団地が6団地あり、協定では50年後の返還となっており、昭和50年前後に建設されたものが多く、出資金の返還時期は近づいている。返還方法について市と公社で協議を行っているが、公社のみならず市にとっても相応の影響があり、十分な協議と合理的な方針を早期に決定する必要がある。

<内容>

出資団地6団地については建設資金の出資であり、利息は付されていないものの、いずれ返還が予定されるものであり、市、公社とも、継続して協議すべき問題として認識しており、交渉を続けているところである。

当初の協定では、建設後 50 年後に現物を引き渡すこととなっているが、昭和 50 年前後に建設されたものが多く、出資金の返還時期は近づいている。

市としては管理上の問題から現金での返還を希望しているとのことであるが、公社が管理する物件の耐震工事が今後予定され、多額の資金需要があることから、約 12 億円を公社が短期に返還することは、資金面で重要な課題を持っており、ひいては市の財政にも相応の影響をもたらす可能性があることから、十分な協議と合理的な方針を早期に決定する必要がある。

オ. 住宅使用料（未収金）

(7) 概要

所 管 部 署	建築都市局／住宅部／住宅管理課
分 類	未収金
根 拠 法 令 等	公営住宅法、同施行規則、北九州市営住宅条例
要 綱 等	北九州市営住宅家賃滞納整理要綱 北九州市営住宅使用料等不納欠損処理基準
発 生 原 因	住宅に困窮する低額所得者に賃貸するため、市が設置した住宅である北九州市営住宅の使用料の未払いにより発生する。
主 な 相 手 先	個人

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	人	3,661	3,600	3,872	3,515	3,633
年度末未収金額	千円	351,409	331,216	303,383	283,917	291,895
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	98	98	98	98	98
過年度調定分回収率	%	24	27	30	33	34
不納欠損額	千円	50,410	34,455	38,537	25,448	15,707

(ウ) 背景

市営住宅とは、住宅に困窮する低額所得者に賃貸するため、市が設置した住宅である。市営住宅の種類及び管理戸数については、次のとおりである。

(平成25年4月1日現在)

種類	内容	管理戸数
公営住宅	公営住宅法に基づき建設、借上げまたは買い取りを行った住宅	27,824 戸
改良住宅	住宅地区改良法に基づく改良事業により整備した住宅など	5,058 戸
その他住宅	市単費で建設された住宅など	57 戸
合 計		32,939 戸

市営住宅の管理方法については、北九州市住宅供給公社が管理代行者及び指定管理者として指定されている。

北九州市住宅供給公社に委託している業務は、次のとおりである。

委託業務	公社における担当課（係）
募集から入居までの手続及び入居者 関連業務	管理第二課管理係・住民サービス係 区役所市営住宅相談コーナー
市営住宅の修繕等（共同施設を含む）	営繕課
駐車場の管理	管理第一課施設係
滞納者に対する納付指導 ※地方自治法施行令第158条第 1項の規定に基づき、公社に使用 料の収納事務を委託	管理第二課納付指導係
ふれあい巡回員業務	管理第二課ふれあい巡回係

住宅使用料の徴収体制については、北九州市住宅供給公社と市の住宅管理課訴訟係との間で役割分担を行っている。

北九州住宅供給公社では、主に短期滞納者（発生から1か月から3か月）を対象とし、市の住宅管理課訴訟係では主に長期滞納者（発生から4か月以上）を対象としている。

徴収の流れは次のようになっている。

① 短期滞納者（1か月から3か月）

北九州市住宅供給公社（納付指導係9名）が納付指導を行う。

○督促状の送付（滞納3か月以上の者には連帯保証人にも送付）

○電話や臨戸による督促

② 長期滞納者（4か月以上）

市の住宅管理課訴訟係が法的措置を行う。

○契約解除通知書の送付

↓

○指定期限までに完納⇒誓約書を取り契約の存続

○指摘期限までに完納せず

↓

○福岡地方裁判所小倉支部に明渡訴訟の申立

※ただし訴訟申立までに完納した場合は簡易裁判所で即決和解を行う。

↓

○裁判和解⇒一括・分割納付の和解、契約の存続

○判決

↓

○強制執行申立

※滞納金・損害金の完納、新保を付す、簡易裁判所にて即決和解の条件が整えば強制執行を取り下げる。

③ 退去後の納付指導

北九州市住宅供給公社納付指導係が納付指導を行う。

↓

支払なき場合、市の住宅管理課訴訟係が支払督促・債権差押を行う。

市の住宅管理課訴訟係による市営住宅使用料滞納者に係る法的措置状況の件数は次のとおりである。

年度	契約解除通知 発送	完納・ 分納等	契約解除成立					合計
			即決 和解	訴訟提起			小計	
				訴訟上 の和解	明渡判決			
					強制 執行	自主 退去等		
21	325	218	51	12	22	22	56	107
22	309	243	25	10	23	8	41	66
23	82	43	11	5	15	8	28	39
24	19	9	0	2	2	6	10	10

(注) 1. 契約解除通知は、滞納4か月以上のものに対して行う。

平成22年度までは、契約解除対象者に対し一律に解除通知を送付していたが、平成23年度から解除通知を発送する前に、分割での納付を認めることにしたため、件数が減少した。

2. 契約解除通知を受取り後、14日以内に完納・分納されない場合には契約解除が成立

市営住宅使用料の未収金については、催告・訪問・居住地調査等を行い、さらに前述の法的手続等を含む徴収努力を行っても徴収できないものや取立てに要する費用に満たない債権額である場合などは、時効の期間満了を待って、次の「北九州市営住宅使用料等不納欠損処理基準」に従い、不納欠損処理を行うこととなる。

(基準)

第2条 使用料等の不納欠損処理は、使用者が既に市営住宅を退去し、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、次条に掲げる時効期間が満了した時に行うことができる。

- (1) 使用者又は連帯保証人が、当該債権の消滅時効を援用する見込みが明らかであるとき。
- (2) 使用者及び連帯保証人が死亡し又は所在不明で、かつ、それらの者の財産が見当たらないとき。
- (3) 債権の額が少額で、その取立てに要する費用に満たないものと認められるとき。
- (4) 使用者又は連帯保証人の破産免責が確定し、かつ、連帯保証人又は使用者が第1号又は第2号に該当すると認められるとき。

(時効期間)

第3条 債権の時効期間は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。

- (1) 判決又は和解調書等により確定した債権
判決言渡又は和解等成立の日の翌日から起算して10年
- (2) 前号に掲げる以外の債権
督促状に記載された納付期限の翌日から起算して5年

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 未収金の分類について（有効性等―意見）建築-オ①

本未収金については、過年度分の未収金回収率は3割程度となっている。過年度分の未収金につき、より実効性の高い形で債権管理及び回収事務にあたるため、未納者の状況を考慮して適切に分類し、その性質や状況に応じた事務手続の実行をすることが望まれる。

<内容>

本未収金については、残高が3億円前後で推移しており、「第3 監査の結果 1. 選定対象の選定」における【選定貸付金等の一覧】の他の未収金と比較しても、少額とは言えない。また、現年度の使用料収納率は98%台と堅調である一方で、過年度分の未収金回収率は3割程度となっている。したがって、過年度分の未収金について、より実効性の高い形で債権管理及び回収事務を行い、回収額をより増加させ

ることが望まれる。

個々の未収金については、回収のための手続を実施しているところであるが、過年度分未収金の債権管理及び回収の実効性をより高めるため、未納者の状況を考慮して適切に分類し、その性質や状況に応じた事務手続を実行することが望まれる。また、こうした未納者の状況ごとの分類データを得ることによって、同じ状況にある未納者ごとに統一的な取扱いを行うことができ、より効果的に債権管理及び回収活動を行うことが可能となる。

カ. 北九州紫川開発株式会社貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	建築都市局／整備部／再開発課
分 類	貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	室町一丁目地区市街地再開発事業において再開発ビル「リバーウォーク北九州」の保留床を取得する北九州紫川開発株式会社に対して、経営の安定化に必要な事業運営資金を貸付けることにより、再開発ビルの良好な運営を確保し、市街地再開発事業の円滑な推進を図るためである。
事 業 概 要	保留床取得のために資金を北九州紫川開発株式会社に貸付け、契約に従い、償還を行っている。
貸 付 条 件	無利息
主 な 貸 付 先	北九州紫川開発株式会社
回 収 状 況 等	25年償還（内5年据え置き）で10年経過、10回は約定どおり償還している。
開 始 年 度	平成15年度

(4) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
新規貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付件数	件	1	1	1	1	1
年度末貸付残高	百万円	1,755	1,665	1,575	1,485	1,395
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	100	100	100	100	100
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	百万円	—	—	—	—	—

(7) 背景

北九州紫川開発株式会社（以下「紫川開発」という。）は、室町一丁目地区市街地再開発事業において再開発ビル「リバーウォーク北九州」の保留床を管理する会社である。

昭和63年、市は「北九州市ルネッサンス構想」を策定し、小倉都心への都市機能の集積・強化を都市再生のための重要な基本方針の一つに掲げた。特に紫川周辺に

については、「紫川マイタウン・マイリバー整備事業」の推進により、河川の改修にあわせて、紫川や勝山公園など周辺環境を活かして整備することとし、室町一丁目地区の再開発事業がその中核事業として進められることになった。

本事業では、大型複合施設リバーウォーク北九州を再開発により建設したうえで、再開発ビルの良い運営を確保し、市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、その管理会社である紫川開発に保留床取得資金を貸付けた。

市は、設立時から紫川開発に出資するとともに、保留床取得のための資金として、18億円を当初5年据え置き、25年償還、無利息の条件で貸付けた。この貸付金は、リバーウォークの管理を行うことによる収入を原資として返済されることとなる。

本貸付に関する独自の要綱等は整備されていないが、北九州市市街地再開発事業等資金貸付要領が定められており、無利息や償還期限等の契約条件については、当該要領に準拠して決定している。

なお、これまで、約定どおり10回償還されている。

紫川開発の業績については、当期純利益は平成23年度75,079千円、平成24年度71,528千円と2期連続で安定した利益を計上している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 経営計画の進捗状況確認について（有効性等一意見）建築-カ①

本貸付金について、経営計画の進捗状況が十分に確認されていない。経営計画の進捗状況が十分に確認されていなければ、経営計画の妥当性を判断することができない。経営計画の進捗状況を適切に確認することが望まれる。

<内容>

本貸付金について、市として株主総会に出席し決算書を入手するなど、一定水準の経営状況の確認は行われているものの、経営計画の進捗状況については適切に確認されていない。

本貸付金の貸付先である北九州紫川開発株式会社は、現在までは当初の返済計画どおりに返済しているが、平成24年度末現在で13億円を超える貸付金残高がある。このように多額な貸付を行っているため、仮に業績が悪化した場合には多額の貸倒が生じる可能性がある。

したがって、毎年度、決算書を入手するのみでなく、北九州紫川開発株式会社が実施している毎年度計画値と実績値の比較分析資料等を入手した上で、市として計画の進捗状況等を確認し、その記録を残すなど、北九州紫川開発株式会社の経営状況の適切な把握とモニタリングを行うことが望まれる。

(6) 港湾空港局の貸付金等

ア. 港湾管理使用料等未収金

(7) 概要

所 管 部 署	港湾空港局／港営部／港営課及び港湾事務所
分 類	未収金
根 拠 法 令 等	北九州市港湾施設管理条例 北九州市港湾施設管理条例施行規則
要 綱 等	港湾施設管理運営手順書
発 生 原 因	港営課及び港湾事務所が所管する ・港湾管理使用料 ・港湾管理費延滞金 ・機能施設事業使用料（荷さばき地等使用料ほか） ・機能施設事業延滞金 の未納によるもの。
主 な 相 手 先	個人及び法人

(イ) 貸付金等の推移

【港営課】

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	280	447	544	641	643
年度末未収金額	千円	28,529	33,381	31,067	26,458	24,847
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	98	98	99	99	99
過年度調定分回収率	%	25	15	30	10	11
不納欠損額	千円	2,284	490	175	5,070	—

【港湾事務所】

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	1,112	838	789	728	562
年度末未収金額	千円	88,915	57,333	51,088	53,864	44,518
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	99	99	99	99	99
過年度調定分回収率	%	16	10	19	11	7
不納欠損額	千円	3,230	31,276	329	1,835	18,456

(ウ) 背景

本未収金の所管部署は、港湾施設の使用料、土地建物の貸付収入等を取扱い、港営課及び港湾事務所が担当している。港営課は、主として岸壁使用料、入港料等を徴収、管理している。また、港湾事務所は、門司、小倉、若松など地域別に業務第一係から業務第四係に分かれて各地域での港湾施設の使用料、土地建物の貸付収入等を取扱っている。当該使用料等の未納のものが未収金として計上されている。

港営課及び港湾事務所が扱っている債権は、許可に基づくものと契約に基づくものにより次のとおり分類される。

項目	主な内容	分類
港湾管理使用料	入港料、岸壁、可動橋、物揚場、小型船係留施設、係船くい、浮棧橋等の使用料等	許可に基づくもの
港湾管理費延滞金	港湾管理使用料に係る延滞金	
機能施設事業使用料 (注)	荷さばき地、野積場、目的外、占用等の使用料(荷さばき地等使用料)	
機能施設事業延滞金	機能施設事業使用料に係る延滞金	
機能施設事業財産貸付収入 土地貸付収入	港湾空港局所管土地の貸付収入	契約に基づくもの
機能施設事業財産貸付収入 建物貸付収入	港湾空港局所管建物の貸付収入	
機能施設事業雑入	機能施設事業に係る収入のうち、他のいずれの科目にも属さないもの	
港湾管理費雑入	一般会計の港湾管理に係る収入のうち、他のいずれの科目にも属さないもの	

(注) 機能施設事業使用料は、荷さばき地等使用料の他、荷役機械使用料、上屋使用料に区分されているが、ここでは未収になっているもののみを記載対象としている。

上表の分類「許可に基づくもの」とは、市がいわゆる公債権と判断しているものであり、一般的には公法上の原因(賦課など処分)に基づいて発生する債権をいう。一方、「契約に基づくもの」とは、市がいわゆる私債権と判断しているものであり、私法上の原因(契約など)に基づいて発生する債権をいう。

公債権は、さらに租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制執行が必要な「非強制徴収公債権」に分類される。なお、債権の分類における法的効果の違いは、「第2 監査対象の概要 4. 市の貸付金等の範囲と関連規則等 (3) 公債権と私債権」に記載のとおりである。

市では、公債権に該当する許可に基づく港湾管理使用料等については、使用許可
 手続、及び督促等の徴収手続や不納欠損処理なども含まれた債権管理手続に関する
 具体的なマニュアル類が定められている。

平成 24 年度の各未収金の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率
港湾管理 使用料	920,539	899,672	8,245	12,621	97.7
(内現年度)	(896,809)	(896,302)	(—)	(507)	(99.9)
(内過年度)	(23,730)	(3,370)	(8,245)	(12,114)	(14.2)
港湾管理費 延滞金	17,769	205	2	17,561	1.2
(内現年度)	(1,678)	(65)	(—)	(1,612)	(3.9)
(内過年度)	(16,091)	(139)	(2)	(15,948)	(0.9)
機能施設事 業使用料	1,434,034	1,393,630	9,085	31,319	97.2
(内現年度)	(1,401,536)	(1,390,600)	(—)	(10,935)	(99.2)
(内過年度)	(32,498)	(3,029)	(9,085)	(20,384)	(9.3)
機能施設事 業 延滞金	9,633	646	1,122	7,864	6.7
(内現年度)	(1,629)	(13)	(—)	(1,615)	(0.8)
(内過年度)	(8,004)	(633)	(1,122)	(6,248)	(7.9)

調定額の金額が大きい機能施設事業使用料や港湾管理使用料の現年度分の回収率
 は 99% 超となっているが、過年度分や延滞金の回収率は著しく低くなっている。

港湾管理使用料とその延滞金である港湾管理費延滞金の滞納については、主に個
 人の小型船の係留に関するものが多くなっている。また、機能施設事業使用料（荷
 さばき等使用料等）の滞納については、法人の滞納が多くなっている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 要綱等の改訂について（合規性－意見）港湾-ア①

許可に基づく港湾管理使用料等について、マニュアル類が整備されているものの、
 許可時の支払能力等の適格性の審査は不十分であり、また、例えば年度単位の小型
 船係留施設の許可の更新は、滞納者でも可能となっている。

したがって、債権管理の入り口である許可時及び更新時の取扱いについて再検討し、改訂する必要がある。

<内容>

許可に基づく未収金については、具体的なマニュアルの類が整備されているものの、将来の回収可能性に影響する許可時に、対象である個人と法人に応じた支払能力等の適格性の審査が行われていない。また、許可の更新時についても、特に小型船係留施設の更新許可手続については、要綱等で「使用料滞納者でも、納入意思がある者については、更新の対象とする。」と明記されているように審査が十分でない。このため、一件あたりは数万円ではあるが滞納の件数は多い。

許可及び更新の時点で十分な審査を行っていれば、少なくとも滞納者については、更新しないなどの方針を明確にすれば、滞納件数は相当数減少するものと考えられる。

したがって、許可時及び更新時は、支払能力等の適格性について可能な範囲で審査を行うことが必要であり、こうした観点から、マニュアル等も改訂すべきであると考えられる。

なお、小型船係留施設の更新手続は年度更新であり、港湾事務所によっては、滞納している使用者には許可更新を行っていない係もある。

滞納を予防する観点から、滞納者については原則として更新の対象としないなど、債権管理の入り口である許可時及び更新時の取扱いについて再検討し、マニュアル等の改訂をすることが必要である。

② 滞納の専門部署の活用について（有効性—意見）港湾-ア②

許可に基づく未収金については、滞納が長期化した滞納者の状況は変わっていない。督促、催告等の手続は行われているものの十分ではない。それでも実効性がない場合には公債権として自力執行権を行使し、有効な債権回収を行うためにも、徴収一元化により、専門部署への移管を検討する必要がある。

<内容>

許可に基づく未収金については、滞納整理を行っているものの、不納欠損処理により滞納額が減少することを除いてみれば、依然として滞納が長期化した滞納者の状況は変わっていない。この要因としては、港営課及び港湾事務所では、本来の業務の中で行っており、また、地域も広範囲にわたるため、限られた人員では臨戸訪問等による効果的な回収手続が十分にできていないという事情もある。そのため、以前に比べれば督促や臨戸訪問はされてはいるものの、債権回収活動は十分ではない状況であり、滞納処分の停止処理を行い、一定期間経過後に不納欠損処理を行っている。

したがって、滞納している債権のうち一定の要件を満たした場合には、公債権と

して徴収一元化を図るべく、債権回収の専門的能力を有する部署に移管することを検討する必要がある。なお、税等の滞納者と同時に行うことが適切であることも想定されるので、この面からも徴収一元化を図ることが望ましい。

イ. 機能施設事業財産貸付収入等未収金

(7) 概要

所 管 部 署	港湾空港局／港営部／港営課及び港湾事務所
分 類	未収金
根 拠 法 令 等	北九州市公有財産管理規則
要 綱 等	なし
発 生 原 因	港営課及び港湾事務所が所管する次の収入の未納により発生している。 <ul style="list-style-type: none"> ・機能施設事業財産貸付収入 土地貸付収入 ・機能施設事業財産貸付収入 建物貸付収入 ・機能施設事業雑入 ・港湾管理費雑入
主 な 相 手 先	個人及び法人

(i) 貸付金等の推移

港営課

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	17	17	17	17	17
年度末未収金額	千円	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	100	100	100	100	100
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

港湾事務所

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	114	125	131	135	139
年度末未収金額	千円	41,261	41,841	43,112	43,599	44,200
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	99	99	99	99	99
過年度調定分回収率	%	0	2	0	2	2
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等の概要については、既述の「ア. 港湾管理使用料等未収金 (ウ) 背景」に記載している。

市では、許可に基づく港湾管理使用料等については、使用許可手続、及び督促等の徴収手続や不納欠損処理なども含まれた債権管理手続に関する具体的なマニュアル類が定められているが、私債権である契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収金については要綱あるいはマニュアルの類は定められていない。

平成 24 年度の各未収金の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率
土地貸付収入	230,686	189,552	—	41,133	82.2
(内現年度)	(189,875)	(188,603)	(—)	(1,271)	(99.3)
(内過年度)	(40,810)	(948)	(—)	(39,861)	(2.3)
建物貸付収入	1,193	86	—	1,107	7.2
(内現年度)	(86)	(86)	(—)	(—)	(100.0)
(内過年度)	(1,107)	(—)	(—)	(1,107)	(0.0)
機能施設事業雑入	92,172	88,767	—	3,404	96.3
(内現年度)	(89,045)	(88,767)	(—)	(278)	(99.7)
(内過年度)	(3,126)	(—)	(—)	(3,126)	(0.0)
港湾管理費雑入	1,024	954	—	70	93.2
(内現年度)	(954)	(954)	(—)	(—)	(100.0)
(内過年度)	(70)	(—)	(—)	(70)	(0.0)

調定額は、土地貸付収入、機能施設事業雑入の金額が多いが、未収金（収入未済額）では土地貸付収入が 41,133 千円（うち過年度調定に係る収入未済金額は 39,861 千円）と最も多額である。主として以下に記載する A 社、B 社の 2 社に対するものである。

(I) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 要綱等の作成・整備について（合規性－意見）港湾-イ①

契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収金について、要綱あるいはマニュアル等が整備されていない。特に土地貸付収入について過年度からの滞留債権が発生しており、過去において適切な滞納整理の処理が行われなかった結果と考える。したがって、要綱等を整備することが必要である。

<内容>

既述の「アの許可に基づく港湾管理使用料等未収金」については、許可手続から徴収手続までの詳細なマニュアル等が定められているが、契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収金については要綱等が整備されていない。

滞納は、特に土地貸付において多額の延滞が生じており、過去において臨戸訪問などもあまり行われておらず、適切な滞納整理の処理が行われなかった結果と考えられる。

したがって、貸付時の審査、回収が遅延した場合の督促や、契約解除、その他滞納整理に関する手続等について具体的に示した要綱等の類を整備し、効率的な回収事務を行うことが望まれる。

② 多額な滞納先にみられる滞納整理の対応の改善について（合規性－意見）

港湾-イ②

契約に基づく機能施設事業財産貸付収入等未収入金について、一部の相手先の滞納が長期化し多額となっている。その経緯をみると契約時や契約更新時の審査や判断、その後の回収手続、滞納後の契約解除などにおいて、適時、適切な対応と判断がなされておらず、現在、実質的に回収不能の状況にある。

したがって、契約段階から始まる一連の各段階における手続や判断が適切に行われ、実際に機能するよう体制や仕組みを早期に確立する必要がある。

<内容>

土地貸付に関する未収入金について、一部の相手先について、滞納が長期化し、滞納額も多額となっているケースが見受けられた。

具体的な事案の概要は次のとおりである。

年 月	A 社	B 社
昭和 55 年度	土地 a、b、c を賃貸	この頃から土地 a を A 社から無断で転借をしていた。
平成 11 年度	賃料滞納始まる(経営難)	
平成 12 年 4 月	a、b の更新 20 年契約	
平成 17 年 3 月	a、b の契約解除	転借判明、明渡し要求するも応じず
		移転先見つかるまで一時貸付 平成 18/2 月～3 月一時賃貸 平成 17/4 月～18/1 月分請求、分割払い 平成 18/4 月～半年毎の一時賃貸
平成 19 年 10 月	C の契約解除(廃業)	
		平成 20/4 月～20 年間の賃貸契約
		平成 20/8 月から支払遅延
平成 22 年	謄本取得、保証人も所在不明	
現在	会社、保証人とも交渉不能	土地 a を賃貸中、回収は 2 年分遅れ
滞納債権	平成 11～19 年分 37,955 千円	平成 23 年～24 年分 2,875 千円

<経緯の補足>

A 社は、土地の契約期限を迎えた平成 11 年度時点で、すでに滞納が発生しているにもかかわらず、平成 12 年の契約更新はなされていた。

また、この契約の更新時には、B 社への転貸の事実が現地訪問により判明しており、A 社は「市有財産賃貸借契約書」第 12 条の転貸禁止条項に違反し、契約解除事由に該当する状況にあった。

市は、早期に契約解除を行うと、貸与先の営業機会を奪う、滞納分の回収が不能になる、上物を撤去し原状回復の費用を市が負担することになる等を考慮し、慎重な対応となっていた。

B 社については長い間、A 社から転借を受けていたものであり、無断転貸という契約違反状態のなか、結果的に市と B 社と 20 年もの長期の賃貸借契約を締結している。また、B 社は、平成 18 年の一時的な賃貸借契約の際に分割払いを申し出るなど、当初から支払能力の懸念があると言えるが、通常、長期契約の際には保証人を 2 人（但し、北九州市公有財産管理規則上は 1 名以上であればよい）立てているところ 1 名しか立てられず、最終的には長期契約を締結している。しかし、その判断の過程は残されていない。

さらに、平成 20 年 4 月 1 日からの長期契約に際しては、契約締結に必要な書類の整備が遅れ、市の催促により平成 20 年 6 月 27 日に必要書類が整い、契約締結に至っている。

こうした経緯をみると、契約時や契約更新時の審査や判断、その後の回収手続、滞納後の契約解除などにおいて、適時、適切な対応と判断がなされておらず、現在、A社は実質的に回収不能の状況にある。

市が負担するコストと他の方法によった場合の機会損失などの経済合理性の判断も必要である。

したがって、契約段階から始まる一連の各段階における手続や判断が適切に行われ、実際に機能するよう、具体的なマニュアル類の整備、部署内における事務分掌や担当者の明確化、教育研修の実施に加え、例外的事項に対する市の組織的対応として、例えば市税事務所との連携などの体制や仕組みを早期に確立する必要がある。

③ 不納欠損処理について（合規性―意見）港湾-イ③

土地貸付に関する未収金については、過去に不納欠損処理が行われていない。あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理をすることが必要である。

〈内容〉

土地貸付に関する未収金については、過年度から長期間未回収の分について、現在まで一度も不納欠損処理は行われていない。長期未回収の相手先の中には、既に土地の賃貸契約を解除しているが、先方が廃業しており、今後の回収は見込めない状況であるものが含まれている。

このように、債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っているものについて滞納整理事務をし続けることは望ましくない。

債務者が時効の援用を行わなければ債権が消滅しないとしても、例えば、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合で明らかに回収できないと認められる場合、あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして、不納欠損処理をすることが必要である。

(7) 教育委員会の貸付金等

ア. 私立幼稚園振興資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／総務部／企画課
分 類	年度内償還貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市私立幼稚園振興資金融資要領
貸 付 目 的	本貸付は、市内で幼稚園を設置する者が幼稚園施設の整備を行おうとする場合に行うものであり、幼児教育の充実振興を図ることを目的としている。
事 業 概 要	北九州市は、一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟（以下「連盟」という）に貸付を行い、連盟は北九州市から貸付を受けた資金の範囲内で私立幼稚園に必要な資金の貸付を行っている。
貸 付 条 件	利息は短期プライムレートを参考に決定(平成 24 年度は 1.975%)
主 な 貸 付 先	一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟
回 収 状 況 等	年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収している。
開 始 年 度	昭和 44 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	1	1	1	2	1
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：本貸付金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。

なお、平成 24 年度の貸付金額は 18,400 千円である。

(ウ) 背景

市は、社団法人北九州市私立幼稚園連盟（以下「連盟」という。平成 25 年度は一般社団法人）に貸付を行い、連盟は市から貸付を受けた資金の範囲内でこれに必要な資金の貸付を行っている。市内で幼稚園を設置する者が幼稚園施設の整備の際に申請、利用するものであり、幼児教育の充実振興を図ることを目的としている。

昭和 44 年から貸付を行っているが、従来から連盟との契約に基づき市が必要資金を連盟に貸付し、連盟から幼稚園への貸付を実行している。

新規貸付の際に開催される貸付審査会では、教育委員会職員も審査委員となり、貸付に関する書類等を審査している。幼稚園に対する実際の貸付、回収等の事務処理は、連盟が「北九州市私立幼稚園振興資金融資要領」に基づいて処理している。

連盟及び各幼稚園には、この貸付のほか、補助金を交付している関係もあり、教育委員会が定期的に監査を行っている。

貸付金に関する予算額等については次のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度
予算現額	39,000 千円	38,400 千円
支出済額	23,900 千円	18,400 千円
予算執行率	61.3%	47.9%

連盟は、一般社団法人への移行に伴い、移行後は貸金業法上の登録を受ける必要があるが、利用件数が数件と少ない現状ではその予定はなく、制度の廃止を含めた見直しを検討しているとのことである。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 貸付金残高の開示の必要性について（合規性－意見）教育-ア①

本貸付金は、連盟が貸付先の幼稚園の施設整備に関する貸付を行うものであり、返済までに長期間を要し、実態は長期の貸付金である。単年度で返済、貸付を行っている結果、年度末の貸付金残高はゼロとなり、財産に関する調書に記載されない。したがって、契約上も長期の貸付金とし、「財産に関する調書」に記載することが望まれる。

<内容>

本貸付金は、連盟が貸付先の幼稚園の施設整備に関する貸付を行うものであり、返済までに長期間を要するにもかかわらず、年度末で一旦返済し、翌年度初日に貸付を再度実行している。契約上は単年度契約であるが、実質的に長期の貸付金である。

その間、毎年、年度当初に貸付し、年度末に一旦回収する方法を継続することになり、年度末現在では残高は存在しないことになっている。その結果、情報公開されている「財産に関する調書」に貸付債権として記載されない。

したがって、実態から、契約上も長期の貸付金とし、財産に関する調書に記載することが望まれる。

② 出納整理期間を利用していた入出金について（合規性―意見）教育-ア②

本貸付金は、上述のとおり年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をするよう改善することが必要である。

<内容>

連盟からの毎年度末の貸付金の返済は、翌新年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。

平成23年度末を例にすると、平成24年4月1日に平成24年度分の新規貸付を行い、その貸付額のなかから同日に平成23年度の貸付金の返済を行っている。ところが、市には出納整理期間があるため、平成24年4月1日に返済されたものであっても、平成23年度の調定ということであれば平成23年度の返済（市の収入）となっている。連盟に返済原資がない場合であっても、返済されたとして年度末における市の貸付金残高はゼロとなり、市の債権の実態が適切に開示されないことになる。

したがって、貸付金残高を適切に開示することが必要であり、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

③ 貸付先の回収可能性の検討について（有効性等―意見）教育-ア③

回収不能とならないためにも、連盟の財政状況に直接影響を及ぼす貸付先の幼稚園の状況について、入手した決算書をもとに、十分な評価・検討を行うことが望まれる。

<内容>

市は、連盟の状況については、本貸付金だけではなく他に補助金を交付している関係もあり、教育委員会から定期的に監査に入っている。一方で、連盟の貸付先の幼稚園については、決算書の入手等は行ってはいるが、十分な評価・検討がなされているとは言い難い状況である。

現状では貸倒れたことはないが、回収不能とならないためにも、連盟の財政状況に直接影響を及ぼす貸付先の幼稚園の状況について、入手した決算書等をもとに、十分な評価・検討を行い、記録することが望まれる。

④ 予算の執行率と予算枠の見直しについて（必要性―意見）教育-ア④

平成24年度の貸付実績額は18,400千円であり、貸付予算額38,400千円に対し、予算執行率が約48%となっている。貸付の実績が少額であり予算執行率が低い現状では、予算を削減することも検討する必要がある。

<内容>

平成24年度の貸付予算額38,400千円に対し、実際の貸付額は18,400千円である。

その結果、予算執行率が約48%と半分以下となっている。

予算は申請があった場合に備えて1件分を確保しているとのことであるが、最近の貸付の実績がほとんどなく、予算執行率が低い現状では、予算を削減することも検討する必要がある。

⑤ 本貸付金の廃止を含めた見直しについて（必要性—意見）教育-ア⑤

ここ5年間で新規貸付1件のみと利用が非常に少なくなっている。連盟が今後貸金業の登録を申請せず、幼稚園に貸付を行うことが難しくなることが予想されるため、制度としての必要性を検討することが望まれる。

<内容>

平成5年度以降、13件の実績があるが、ここ5年間では新規貸付が1件のみと利用が非常に少なくなっている。

一方で、市が直接幼稚園に融資を行うことは事務的に煩雑であり、また、連盟が幼稚園の経営実態にも詳しい理由から、これまでは連盟を通して貸付を行ってきた。

しかし、実績が少なく、連盟の一般社団法人への移行に伴い貸金業の登録が必要となるが、数件の本貸付のために貸金業の登録を受けることは連盟内部でも予定していないとのことである。

したがって、本貸付金については、必要性があれば件数が少ないので、連盟を通さず直接貸付を行うか、制度自体を廃止するかを検討することが望まれる。

イ. 奨学資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／学務部／学事課
分 類	貸付金、未収金
根 拠 法 令 等	北九州市奨学資金条例
要 綱 等	北九州市奨学資金滞納整理要領
貸 付 目 的	経済的理由により高校、大学等への修学が困難な家庭の子弟に対し、教育の機会均等の理念をもとに優秀な人材育成を図るため、修学に必要な学資金の一部を貸付けることを目的とする。
事 業 概 要	経済的理由により高校、大学等への修学が困難な家庭の子弟に対し、修学に必要な学資金の一部を貸付けるとともに、卒業後に発生する事務及び貸付債権の管理を行う。
貸 付 条 件	無利息、保証人あり
主 な 貸 付 先	奨学生
回 収 状 況 等	平成 24 年度末において未収金 104 百万円がある。
開 始 年 度	昭和 39 年度

(4) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	268	293	240	207	179
新規貸付額	千円	438,745	450,390	449,490	404,250	384,318
年度末貸付残高	千円	3,331,349	3,388,414	3,434,066	3,413,401	3,365,325
年度末未収金額	千円	103,044	102,105	101,023	100,366	104,159
債務免除件数	件	1	1	3	—	1
債務免除額	千円	600	540	1,855	—	1,134
現年度調定分回収率	%	93	94	94	95	94
過年度調定分回収率	%	16	22	21	21	18
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(7) 背景

本貸付金は、経済的理由により高校、大学等への修学が困難な家庭の子弟に対し、教育の機会均等の理念をもとに優秀な人材育成を図るため、修学に必要な学資金の一部を貸付けることを目的として、昭和 39 年に始まった奨学金制度である。

本貸付金の応募対象者の要件は、次のとおりである。

- ・市に北九州市内に 6 ヶ月以上住所（住民票）を有する人、又は 6 ヶ月以上住所を有する人の子弟であること

- ・大学等に来春入学予定又は在学中であること
- ・成績優秀で、経済的理由により修学困難であること
- ・日本学生支援機構奨学金、福岡県教育文化奨学財団奨学金等、同種（貸付型）の奨学金を受けていないこと。

貸付金額は次のとおりである。なお、毎月一定額の貸付である「通常貸付」と、入学時の経済的負担を考慮して、初年度の4月分が増額される「初年度4月分増額貸付」がある。いずれも、貸付総額は同額である。

■通常の貸付

学校区分			貸付月額	貸付総額
大学 短期大学 大学院	国公立	2年制	45,000円	1,080,000円
		4年制		2,160,000円
		6年制		3,240,000円
	私立	2年制	54,000円	1,296,000円
		4年制		2,592,000円
		6年制		3,888,000円
高等学校	国公立	18,000円	648,000円	
専修学校高等課程	私立	30,000円	1,080,000円	
高等専門学校			21,000円	1,260,000円

■初年度4月分増額貸付

学校区分			貸付月額		貸付総額
			初年度4月	5月以降	
大学 短期大学 大学院	国公立	2年制	148,500円	40,500円	1,080,000円
		4年制	256,500円	40,500円	2,160,000円
		6年制	258,000円	42,000円	3,240,000円
	私立	2年制	178,200円	48,600円	1,296,000円
		4年制	307,800円	48,600円	2,592,000円
		6年制	309,600円	50,400円	3,888,000円
高等学校	国公立	81,000円	16,200円	648,000円	
専修学校高等課程	私立	135,000円	27,000円	1,080,000円	
高等専門学校			144,900円	18,900円	1,260,000円

貸付利息については無利息であり、貸付には連帯保証人（大学奨学金の場合2名、高校奨学金の場合1名）が必要となる。

貸付金の償還については、卒業（貸付終了）して6ヶ月の期間を経過した日から、貸付期間の3倍の期間内で償還する。

奨学金の債権管理は、「北九州市奨学資金滞納整理要領」に従って行われる。滞納整理の手段について、同要領には次のように記載されている。

- ① 督促
- ② 催告等
- ③ 支払督促
- ④ 強制執行
- ⑤ 債務免除（※1）又は返還猶予（※2）

※1：奨学生本人が死亡した場合や著しい心身障害により生活困窮となった場合には、奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

※2：次のような理由で返還が困難なときは、返還を猶予することができる。

猶予理由	猶予期間
大学など学校に在学中	在学期間中
傷病	その事由が続いている期間中
災害	その事由が続いている期間中
無収入で求職中	3ヶ月間

貸付金及び未収金額の推移は、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸付金※3	未収金※4	合計
H20	3,331,349	103,044	3,434,393
H21	3,388,414	102,105	3,490,519
H22	3,434,066	101,023	3,535,089
H23	3,413,401	100,366	3,513,767
H24	3,365,325	104,159	3,469,484

※3：返済期限が未到来の債権

※4：返済期限が到来し調定済みであるが、期限までに返済がなかった債権

平成24年度末における未収金について、発生年度別の内訳は次のとおりである。

(単位：件、千円、%)

調定 年度	調定額		収入済額		収入未済額 (未収金額)		回収率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H19 以前	669	44,680	177	6,711	492	37,969	15.0
H20	117	9,903	38	1,876	79	8,026	18.9
H21	141	12,009	40	1,683	101	10,325	14.0
H22	208	12,424	70	2,598	138	9,826	20.9
H23	320	21,348	134	5,504	186	15,844	25.8
H24	2,700	431,260	2,585	409,092	115	22,168	94.9
合計	4,155	531,626	3,044	427,467	1,111	104,159	80.4

現年度分(平成24年度分)については94.9%と、比較的高い回収率があるが、発生(返済期限が到来)から5年以上経過した平成19年度以前の未収金の回収率は、15.0%と低迷している。

なお、過去において不納欠損処理は行っていない。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 不納欠損処理について(合規性—意見)教育-イ①

本貸付金については、過去において一度も不納欠損処理は行われていない。債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。

<内容>

本貸付金は、過去において一度も不納欠損処理は行われていない。奨学金制度は経済的理由から修学が困難な子弟に対する貸付資金であり、福祉目的の要素が強く、回収が滞る確率も相対的に高い状況になっている。実際に、発生(返済期限が到来)から5年以上経過した平成19年度以前の未収金の回収率は15.0%と低迷している。

このように、債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っているものについて一律に滞納整理事務をし続けることは費用対効果の面から望ましくない。

債務者時効の援用を行わなければ債権が消滅しないとしても、例えば、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合などのように明らかに回収できないと認められる場合、あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして、不納欠損処理をすることが望まれる。

6. 預託金方式の貸付金等に関する監査の結果及び意見

■ 預託金方式による制度融資の概要

預託金方式による制度融資とは、市と銀行等の金融機関が協調して融資を実施する方法であり、通常の金融機関融資に比べ有利な条件での資金調達を可能とすることで、市経済の振興等に資することを目的としている制度である。

市が一定金額を金融機関に預託することにより、金融機関が貸し出す財源の一部に充て、金融機関から中小企業者等への貸出金利を相対的に低く設定することにより融資の促進を図るものである。

市は金融機関に一定の預託を行うが、融資自体は金融機関が行うため、借受人である中小企業者等が返済できなくなった場合には、その貸倒に係る損失はすべて金融機関が負うことになる。

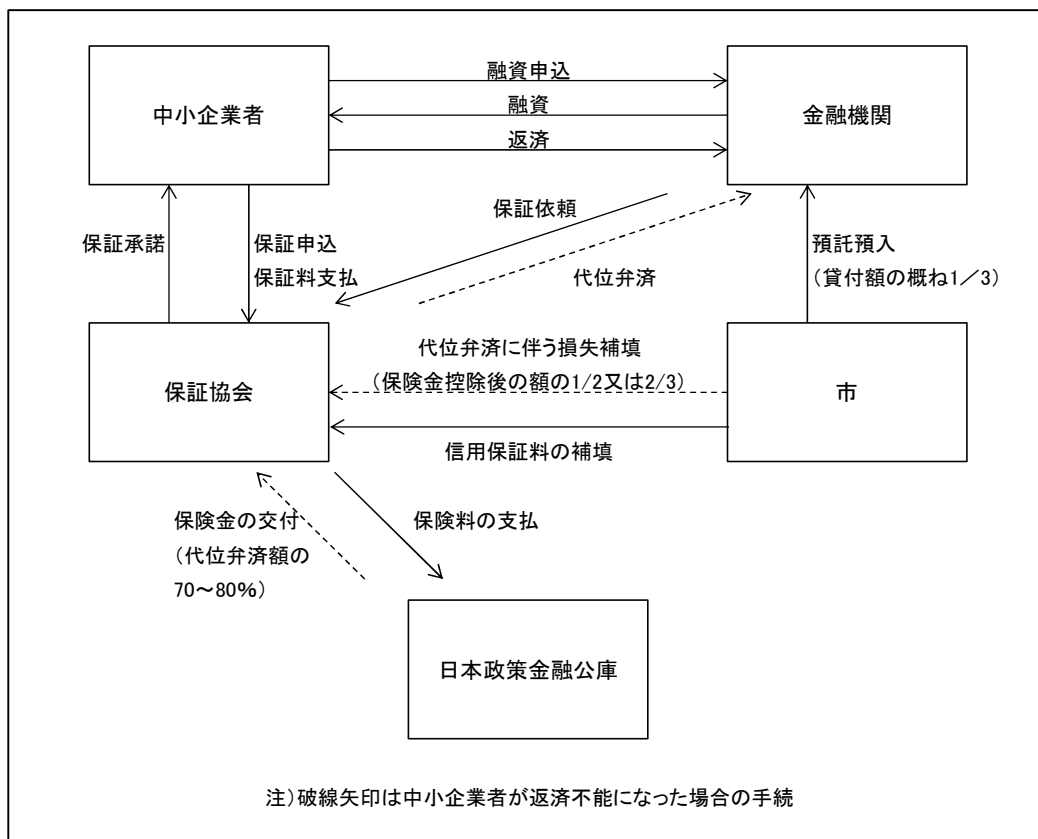
また、制度の種類によっては、信用保証協会の保証を付すことがある。その場合、借受人である中小企業者等が金融機関に対し返済ができなくなったときには、信用保証協会が金融機関に代わって、返済不能額を負担する（信用保証協会による代位弁済）。

さらに、信用保証協会の保証を付する場合において、市と信用保証協会との間で「信用保証に関する損失補償契約書」を締結する場合もある。その場合、代位弁済により生じた信用保証協会の損失のうち70%（一部制度は80%）を日本政策金融公庫からの保険金でカバーし、残りの1/2または2/3を市が信用保証協会に対して損失補償することとなる。この損失補償として、市は、過去5年間では毎年度約2億円を負担している。（注）

なお、信用保証協会に支払う信用保証料については、市が保証協会に対してその一部を負担することにより、借受人である中小企業者等が信用保証協会に対して負担する信用保証料の軽減を図っている。

（注）約2億円の計算は、毎年度に市が補償した額から、信用保証協会が求償権の行使により回収した額に応じて市に返納した額を控除した額の過去5年間の平均による。

融資申込から借入までの流れ及び当事者間の関係図を表すと次のようになる。



(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

※信用保証協会が保証を付さない場合は、上図は「市」「金融機関」「中小企業者」の三者の図となる。

■ 預託金利について

市から金融機関に預託する預託金についての預託利率は、財政局と金融機関との協議で決定され、各所管部署に通知される。また、金融機関から中小企業者等への貸付額に対する市から金融機関への預託金の割合（以下「協調倍率」という。）についても、財政局において制度ごとに決定される。

預託金は原則として定期預金として預け入れる。しかし、万が一金融機関が破綻した場合には、預金保険制度（注）により、利息の付く預金については元本 1,000 万円と破綻日までの利息のみが保護の対象となるが、それ以外は保護の対象外となる。そのため、定期預金での預託については、市が不測の損害を被らないように、市が金融機関から借入している借入額を上限（預託額と借入額が相殺可能な範囲内）として行われ、上限を超えた部分については、利息の付かない決済性預金（全額保護の対象）で預託される。

（注）預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている制度。いわゆるペイオフ。

■ 預託金の貸出（拠出）及び回収について

市は年度初めに、金融機関が借受人に対し前年度末までに貸付を行った分について、金融機関の貸出金の年度末貸出残高を想定し、協調倍率に応じた金額を金融機関に預託する。

年度途中で金融機関から想定した残高を超えて、中小企業者等へ新規の貸付が実行されれば、市は金融機関に預託割合に応じた新規の預託を行う。

市は、年度末において、年度途中で新規で預託した分も含めて、預託に係る元利金を一旦全額回収する。

この方法による預託を、毎年度繰り返している。

■ 債権管理について

本制度は、市が金融機関に預託金を預託し、金融機関が中小企業者等に貸付を実施するため、中小企業者等の貸付先に係る債権管理は金融機関が実施するものである。

市は、金融機関が行う融資の状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

(1) 環境局の貸付金等

ア. 環境産業融資貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境未来都市推進室
分 類	年度内償還貸付金－預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市環境産業融資制度要綱
貸 付 目 的	市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、必要な資金調達を支援することを目的とする。
事 業 概 要	当制度は次の3つの種類からなる。 ①リーディングプロジェクト支援資金 ②省エネ設備・新エネ設備導入資金 ③環境配慮型製品導入資金
貸 倒 リ ス ク	信用保証協会の保証が付されない場合は、金融機関が全額負担する。保証が付される場合は、「損失補償契約」に基づき、代位弁済により生じた信用保証協会の損失のうち一部を市が損失補償する。
主 な 相 手 先	個人事業者、法人
開 始 年 度	平成 23 年度

(イ) 貸付金額の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数※1	件	—	—	—	2	7
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※2	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※1：新規貸付件数は、市から金融機関への預託件数を指している。

※2：預託金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。なお、平成 24 年度の預託金額は 13,949 千円である。

(ウ) 背景

市における経済の振興と低炭素社会づくりの両立を図ることを目的として創設された制度融資である。

当制度は次の3つの種類からなる。

①リーディングプロジェクト支援資金

環境エネルギー技術革新計画又はCool Earth—エネルギー革新技術計画に記載された技術分野の研究開発、それらに密接な関係を有する材料、製品又は製造装置の製造及び発電等の事業の実施に必要な設備投資に対する資金。

- 〈要件〉 ・ 市内において工場等の新增設または設備の設置を行うこと
 ・ 施設の設置等を行うための投資額が1億円以上であること

②省エネ設備・新エネ設備導入資金

市内中小企業の事業所等への省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な設備投資に対する資金。

- 〈要件〉 ・ 市内事業者で、市内にある事務所等に設備を設置すること
 ・ 設備設置工事の施工者及び設計者が市内事業者であること
 ・ 施設の設置等を行うための投資額が300万円以上であること

③環境配慮型製品導入資金

電気自動車、プラグインハイブリッド車及びそれらの充電設備並びに北九州エコプレミアム認定製品のうち償却資産として資産計上するものの導入に必要な設備投資に対する資金。

- 〈要件〉 ・ 市内事業者で市内にある事務所等に環境配慮型製品を導入すること
 ・ 施設の設置等を行うための投資額が200万円以上であること

なお、利率・期間・限度額等は以下のとおりである。

資金名	利率 (%) (固定金利)	返済期間	融資限度額 (最低投資額)	保証協会の保証 <保証料率>
①リーディングプロジェクト支援資金	0.90	5年以内	10億円 (1億円)	任意保証
	1.25	10年以内		
	1.65	15年以内		
②省エネ設備・新エネ設備導入資金	1.20	5年以内	1億円 (300万円)	保証要 <0.45%~1.51%>
	1.40	10年以内		
③環境配慮型製品導入資金	1.20	5年以内	1千万円 (200万円)	保証要 <0.45%~1.51%>
	1.40	10年以内		

※上記②及び③については、保証協会の対象外企業は除く。

市は金融機関に一定の預託を行うが、融資自体は金融機関が行うため、借受人である企業等が返済不能となった場合には、当該貸倒に係る損失はすべて金融機関が負うことになる。

ただし、信用保証協会の保証を付す場合は、信用保証協会が返済不能額を代位返済し、市は、信用保証協会との「信用保証に関する損失補償契約書」に基づき、代

位弁済により生じた信用保証協会の損失の20%の1/2を信用保証協会に対して損失補償することとなる。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	平成23年度	平成24年度
予算額(千円)	1,985,732	1,986,559
預託額(千円)	3,454	13,949
予算執行率(%)	0.2%	0.7%
不用額(千円)	1,982,278	1,972,610

貸付実績の増加に伴い、預託額も平成23年度から平成24年度にかけて増加しているものの、予算額には程遠く、予算執行率は1%未満と低迷している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 予算執行率と予算枠の見直しについて(必要性—意見) 預託-環境-ア①

本制度融資について、予算執行率が著しく低い状況にある。

予算執行率が極端に低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながるため、本制度の認知度をさらに高める広報努力が求められるが、相応の年数経過後に予算執行率が上昇しない場合には、予算削減の抜本的見直しをする必要がある。

<内容>

本制度融資における予算執行率は1%未満と著しく低い状況にある。

本制度融資の所管部署は環境局であるが、産業経済局所管の中小企業関連の融資制度と同じ案内紙(例えば「北九州市中小企業融資制度のごあんない」)で中小企業融資制度の一つとして本制度も紹介しているなど、一定の広報努力は窺える。

しかし、広報努力はしていたとしても、特定の予算の執行率が極端に低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。

したがって、制度の発足が平成23年度からと間もないことから、本制度の認知度をさらに高める広報努力が求められるが、不用額自体も多額となっているので、相応の年数経過後に予算執行率が上昇しない場合には、予算執行率を考慮した予算削減の抜本的見直しをする必要がある。

(2) 産業経済局の貸付金等

ア. 中小企業融資貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
分 類	年度内償還貸付金－預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市中小企業融資制度要綱
貸 付 目 的	中小企業者の金融機関からの資金調達を支援することを目的とする。
事 業 概 要	本制度は大きく次の3つの種類からなる。 1. 通常の事業に必要な資金 2. 緊急対策・経営安定対策に必要な資金 3. 企業の成長を支援する資金
貸 倒 リ ス ク	信用保証協会の保証を義務づけていない貸付の場合は、金融機関が負う。信用保証協会の保証を義務付けている貸付の場合は、「損失補償契約」に基づき、代位弁済により生じた信用保証協会の損失のうち一部を市が損失補償する。
主 な 相 手 先	市内の中小企業者
開 始 年 度	昭和44年

(イ) 貸付金額の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数※1	件	15	15	15	15	15
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※2	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※1：新規貸付件数は、市から金融機関への預託件数を指している。

※2：預託金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。なお、平成24年度の預託金額は55,591,100千円である。

(ウ) 背景

本貸付金は、中小企業者の金融機関からの低金利での資金調達を支援することを目的とした融資制度である。

実質は、融資資金のうち概ね3分の1が市、概ね3分の2が金融機関による協調

融資であるが、形は、市が相当額を金融機関に預託し、貸付の当事者は金融機関となっている。

この中小企業融資制度の貸付資金の種類、条件等の概要は次のとおりである。

資金名	融資条件		
	限度額 (万円)	返済期間 (○年以内) (据置期間○か月以内)	金利 %
<通常の事業に必要な資金として>		(必要事業歴)既に事業を営んでいること	
①小規模企業者支援資金	1,250	7年(12月)	1.65
②小口事業資金	1,250		1.85
③長期事業資金	10,000	運転7年、設備10年(12月)	1.90
④短期運転資金	3,000	1年	1.75
<緊急対策・経営安定策として>		(必要事業歴)⑧が1年、その他は6か月	
⑤災害復旧資金	通常	3,000	7年(12月)
	特認	5,000	
⑥連鎖倒産防止資金	4,000	7年(6月)	1.60
⑦景気対応資金		10,000	10年(24月)
	セーフティネット保証5号認定者		1.40
	震災関連特別対策枠	8,000	10年(24月)
⑧緊急借換等特別資金	5,000	10年(12月)	1.90
<企業の成長を支援する資金として>		(必要事業歴)⑩⑬が1年、その他は不要	
⑨開業支援資金	1,250	7年(12月)	自己資金1/2以上等
			自己資金1/3以上等
⑩新事業開拓支援資金	10,000	運転7年(12月)、設備10年(24月)	
		建設業特別対策枠 運転7年(18月)設備10年(24月)	
⑪新成長企業 支援資金	運転資金	1,250	7年(12月)
	設備資金	3,500	10年(12月)
⑫高度化・準高 度化資金	事業費の国・県の貸付対象外の額の2/3以内		20年(36月)
	国の事業指定受けていない事業費の80%以内		15年(24月)
⑬流動資産等活用資金	25,000	1年(手形貸付又は当座貸越による 極度額設定)	銀行等 所定率

(注) ⑫及び⑬の資金は必要に応じて、その他はすべて、信用保証協会の保証を必要とする。

(出所：市作成の概要説明資料「制度の種類」より監査人作成)

※⑨開業支援金、⑪新成長企業支援資金の貸付については別途予算計上されているため、別の貸付金として、続くイ及びウの項で以下と同様の内容を記載している。

中小企業者等が返済不能となった場合の貸倒に係る損失の負担は、既述の「ア. 環境産業融資貸付金」と同様であるが、信用保証協会の保証を付する場合、代位弁済により生じた信用保証協会の損失のうち 20～30%の 1 / 2 または 2 / 3 を市が信用保証協会に対して損失補償することとなっている。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
予算額 (億円)	455	625	655	705	730
預託額 (億円)	455	492	618	520	555
執行率 (%)	100.0%	78.7%	94.3%	73.7%	76.0%
不用額 (億円)	0	133	37	185	175

予算執行率は、著しく低い水準にあるわけではないが、この 5 年間では低下傾向にある。また、予算額が大きいため、予算執行率が低下すると、不用額も大きくなる。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合规性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 予算執行率と予算枠の見直しについて（必要性—意見）預託-産業-ア①

本制度融資について、予算執行率が低下傾向にある。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。今後、さらに予算執行率が低下するようであれば、予算枠の見直しが必要である。

<内容>

本制度融資における予算執行率は著しく低い水準にあるわけではないが、この 5 年間では低下傾向にある。また、予算額が大きいため、予算執行率が下がると、不用額も大きくなる。

特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。

したがって、広報努力やニーズ調査も求められるが、今後さらに予算執行率が低下するようであれば、予算の見直しをすることが必要である。

イ. 開業支援資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
分 類	年度内償還貸付金－預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市中小企業融資制度要綱
貸 付 目 的	独立開業に意欲のある者などを対象に、開業に必要な資金の一部を融資し、円滑な新規開業を支援することを目的とする。
事 業 概 要	北九州市内で、適切な事業計画を持ち、①事業資金の1／2以上の自己資金を有し開業する者、または②事業資金の1／3以上の自己資金を有し開業する者を対象に、独立開業に必要な運転資金、設備資金を貸付ける。
貸 倒 リ ス ク	信用保証協会の保証を義務付けているため、信用保証協会が負うが、代位弁済により生じた信用保証協会の損失のうち一部を市が損失補償する。
主 な 貸 付 先	市内の中小企業者
開 始 年 度	平成 11 年

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数※1	件	4	3	4	3	4
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※2	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※1：新規貸付件数は、市から金融機関への預託件数を指している。

※2：預託金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。なお、平成 24 年度の預託金額は 48,500 千円である。

(ウ) 背景

本貸付金は、独立開業に意欲のある者などを対象に、開業に必要な資金の一部を低金利で融資し、円滑な新規開業を支援することを目的とした融資制度である。

本貸付金の融資条件等の概要は、次のとおりである。

＜企業の成長を支援する資金として＞

資金名	申込対象者及び資金用途等	融資条件		
		限度額 (万円)	期間 (据置期間)	金利
開業支援 資金	適切な事業計画を持ち、「事業資金の1/2以上の自己資金を有し開業する方」などの条件に該当する方	1,250	7年以内 (12月以内)	1.55%
	適切な事業計画を持ち、「事業資金の1/3以上の自己資金を有し開業する方」などの条件に該当する方 (女性及び35歳未満又は55歳以上の男性は1/5以上でも可)			1.75%

金融機関又は信用保証協会との関係、損失補償の負担割合等については、既述の「ア. 中小企業融資貸付金」と同様である。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
予算額(千円)	300,000	300,000	300,000	300,000	100,000
預託額(千円)	117,000	65,600	67,500	51,000	48,500
執行率(%)	39.0%	21.9%	22.5%	17.0%	48.5%
不用額(千円)	183,000	234,400	232,500	249,000	51,500

平成20年度から平成23年度にかけて、予算執行率の低下及び不用額の増加傾向が続いた。平成24年度においては、予算額を300,000千円から100,000千円に減額したため、予算執行率は上昇に転じた。しかし、依然予算執行率は50%を下回っており、低い水準である。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 予算執行率と予算枠の見直しについて（必要性—意見）預託-産業-イ①

本制度融資について、予算執行率が50%未満であり低い水準にある。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。当制度の認知度を高める

広報努力や制度趣旨からニーズ調査等も求められるが、予算執行率が低い水準で推移する場合は、さらなる予算枠の見直しが必要である。

〈内容〉

本制度融資における予算執行率は低下し続け、平成 23 年度には 17%と著しく低いものとなっていたが、平成 24 年度において予算額の見直しが行われ 48.5%となっている。

しかし、予算執行率は改善したものの、依然として 50%未満と低い水準にある。特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。

したがって、広報努力や制度趣旨からニーズ調査等も求められるが、予算執行率が低い水準で推移する場合は、予算のさらなる見直しを行うことが必要である。

ウ. 新成長企業支援資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
分 類	年度内償還貸付金－預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市中小企業融資制度要綱
貸 付 目 的	独創性、新規性のあるビジネスプランの事業化を行うベンチャー企業や新規開業者の資金調達を支援することを目的とする。
事 業 概 要	独創性、新規性のあるビジネスプランの事業化を行うベンチャー企業や新規開業者を対象者として、運転資金・設備資金を貸付ける。
貸 倒 リ ス ク	信用保証協会の保証を義務付けているため、信用保証協会が負うが、代位弁済により生じた信用保証協会の損失のうち一部を市が損失補償する。
主 な 相 手 先	市内の中小企業者
開 始 年 度	平成 17 年

(4) 貸付金額の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数※1	件	2	2	1	1	1
年度末貸付件数	件	－	－	－	－	－
年度末貸付残高※2	千円	－	－	－	－	－
債務免除件数	件	－	－	－	－	－
債務免除額	千円	－	－	－	－	－
不納欠損額	千円	－	－	－	－	－

※1：新規貸付件数は、市から金融機関への預託件数を指している。

※2：預託金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。なお、平成 24 年度の預託金額は 6,800 千円である。

(7) 背景

本貸付金は、独創性、新規性のあるビジネスプランの事業化を行うベンチャー企業や新規開業者に対する低金利での資金調達を支援することを目的とした融資制度である。

<企業の成長を支援する資金として>

資金名	申込対象者及び資金用途等	融資条件		
		限度額 (万円)	期間 (据置期間)	金利
新成長企業 支援資金	独創性や新規性のあるアイデアなどを有するビジネスプランの事業化に必要な資金	運転 1,250	7年以内 (12月以内)	1.75%
		設備 3,500	10年以内 (12月以内)	

金融機関又は保証協会との関係、損失補償の負担割合等については、既述の「ア. 中小企業融資貸付金」と同様である。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
予算額(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
預託額(千円)	17,800	17,300	7,400	5,000	6,800
執行率(%)	17.8%	17.3%	7.4%	5.0%	6.8%
不用額(千円)	82,200	82,700	92,600	95,000	93,200

過去5年間の推移を見ると、予算執行率は低下傾向にあり、特に直近の3年間は1桁台と、非常に低い水準で推移している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 予算執行率と予算枠の見直しについて（必要性—意見）預託-産業-ウ①

本制度融資について、予算執行率は低下傾向にあり、特に直近の3年間は1桁台と、非常に低い水準で推移している。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。広報努力やニーズ調査も求められるが、予算枠の見直しが必要である。

<内容>

本制度融資における予算執行率は低下傾向にあり、特に直近の3年間は1桁台と、非常に低い水準で推移している。

特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。

したがって、一層、当制度の認知度を高める広報努力やニーズ調査も求められるが、予算執行率を考慮した予算の抜本的見直しをすることが必要である。

エ. 北九州市貿易振興資金融資制度貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／国際ビジネス振興課
分 類	年度内償還貸付金—預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市貿易振興資金融資制度要綱
貸 付 目 的	北九州市内及び周辺地区の中小企業者に対して、金融機関が貿易に必要な資金を融資することにより、中小企業の貿易振興を図り、もって本市経済の発展並びに北九州港及び北九州空港の振興に寄与することを目的とする。
事 業 概 要	金融機関の資金を市内及び周辺地区に事務所又は事業所を有する中小企業者に対して融資する制度である。(周辺地区の中小企業者にあつては、北九州港または北九州空港を利用するものに限る。) 融資資金の用途は、「貿易資金」「渡航資金」の2種に限定されており、融資期間はいずれも短期(貿易資金：6か月以内、渡航資金：1年以内)である。
貸 倒 リ ス ク	金融機関または信用保証協会が全額負担する。(市のリスク負担なし)
主 な 相 手 先	市内及び周辺地区所在の中小企業者
開 始 年 度	昭和 44 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数※1	件	3	4	4	4	4
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※2	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※1：新規貸付件数は、市から金融機関への預託件数を指している。

※2：預託金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。なお、平成 24 年度の預託金額は 7,860 千円である。

(ウ) 背景

北九州市貿易振興資金融資制度は、北九州市内及び周辺地区の中小企業者に対して、貿易に必要な資金を融資することにより、中小企業の貿易振興を図り、もって市経済の発展並びに北九州港及び北九州空港の振興に寄与することを目的とする。

融資資金の使途は、「貿易資金」「渡航資金」の2種に限定されており、融資期間はいずれも短期(貿易資金：6か月以内、渡航資金：1年以内)である。

内容は次のとおりである。

<融資対象経費>

①貿易資金：輸出入に必要な資金及び輸出貨物の買取り、生産、加工、集荷を行うために必要な資金、諸掛り資金。

②渡航資金：市場調査や商談等で海外に渡航するために必要な資金。

<融資条件>

	貿易資金	渡航資金
限度額（1件当たり）	1,500万円	50万円
利率（年）	1.55%	
返済期間	6ヶ月以内	1年以内
担保及び信用保証	担保及び福岡県信用保証協会の保証は、必要に応じて。	
保証人	(1) 福岡県信用保証協会の保証に付す場合、同協会の規定に従う。 (2) 保証に付さない場合、連帯保証人1名以上を付す。	
返済方法	分割払い又は一時払い	

市は金融機関に一定の預託を行うが、融資自体は金融機関が行うため、借受人である中小企業者等が返済不能となった場合の貸倒に係る損失はすべて金融機関または信用保証協会が負い、市が損失を負担することはない。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
予算額（千円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
預託額（千円）	22,320	16,470	11,850	12,590	7,860
執行率（%）	44.6%	32.9%	23.7%	25.2%	15.7%
不用額（千円）	27,680	33,530	38,150	37,410	42,140

過去5年間の推移を見ると、予算執行率は低下傾向にある。平成24年度の予算執行率は約15%と、非常に低い水準となっている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 予算執行率と予算枠の見直しについて（必要性—意見）預託-産業-エ①

本制度融資について、予算執行率は低下傾向にあり、平成24年度は約15%と、非常に低い水準となっている。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。広報努力やニーズ調査等も求められるが、予算枠の見直しが必要である。

<内容>

本制度融資における予算執行率は低下傾向にある。また、平成24年度は約15%と、非常に低い水準で推移している。特定の予算の執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。

したがって、より一層、当制度の認知度を高める広報努力やニーズ調査等が求められるが、予算執行率を考慮した予算の抜本的見直しをすることが必要である。

オ. 企業立地促進資金融資

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課
分 類	年度内償還貸付金—預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市企業立地促進資金融資制度要綱 北九州市企業立地促進資金融資制度実施要領
貸 付 目 的	市内において工場等の新設又は増設をしようとする企業に対して、必要な資金を融資することにより、企業立地の促進を図り、もって北九州市経済の振興並びに市内における雇用の創出及び拡大に資することを目的とする。
事 業 概 要	市内において工場等の新設又は増設をしようとする企業に対して、次のものを対象経費として貸付している。 ①用地費、②工場、事業所等の建設費（機械設備を含む）、③工業用水道工事費、④特別高圧電力工事費負担金
貸 倒 リ ス ク	金融機関または信用保証協会が全額負担する。（市のリスク負担なし）
主 な 相 手 先	市内に工場等を新增設しようとする企業等
開 始 年 度	昭和 58 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	49	55	53	44	36
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※1：新規貸付件数は、市から金融機関への預託件数を指している。

※2：預託金は毎年度末に一旦全額回収されるため、ゼロとなっている。なお、平成 24 年度の預託金額は 2,498,163 千円である。

(ウ) 背景

本融資制度は、市内において工場等の新設又は増設をしようとする企業に対して、必要な資金を融資することにより、企業立地の促進を図り、もって北九州市経済の振

興並びに市内における雇用の創出及び拡大に資することを目的として、昭和 58 年度に事業が始まった。

本融資制度の概要は以下のとおりである。

条件等	内 容
対象企業	次の業種に属する企業の新設・増設が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、情報処理サービス業、デザイン業、総合リース業、 広告代理業、経営コンサルタント業等 17 業種 ・ 荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業・電気通信業 ・ 情報処理専修学校・観光関連企業（用地規模が 10,000 m²以上） ・ 民間放送業及び有線テレビジョン放送業 ・ 市の団地（太刀浦、新門司Ⅱ期、響灘）に立地する企業
利用要件	用地費を含む設備投資額が 5,000 万円以上 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は 1,000 万円以上
対象となる経費	①用地費 ②工場、事業所等の建設費（機械設備を含む） ③工業用水道工事費 ④特別高圧電力工事費負担金 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は移転等経費も含む
利用額	上記「対象経費」の 80%以内で、1 企業あたり 10 億円以内 ※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は 20 億円以内
貸出利率	年 1.45%（平成 15 年 4 月～）
返済期間	10 年以内（据置 2 年以内を含む）

（出所：「企業立地融資制度」を参考に監査人作成）

市は金融機関に一定の預託を行うが、融資自体は金融機関が行うため、借受人である企業等が返済不能となった場合の貸倒に係る損失はすべて金融機関または信用保証協会が負い、市が損失を負担することはない。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
予算額（千円）	5,608,000	5,638,000	4,686,000	5,584,000	5,185,000
預託額（千円）	4,311,027	3,864,004	3,736,882	3,077,839	2,498,163
執行率（%）	76.9%	68.5%	79.7%	55.1%	48.1%
不用額（千円）	1,296,973	1,773,996	949,118	2,506,161	2,686,837

予算執行率は、この 5 年間では低下傾向にあり、平成 24 年度は予算執行率が 50%を下回っている。また、予算額が大きいため、予算執行率が低下すると、不用額も

大きくなり、平成 24 年度の不用額は 26 億円に達している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 予算執行率と予算枠の見直しについて（必要性—意見） 預託-産業-才①

本制度融資について、予算執行率は低下傾向にあり、平成 24 年度は 50%を下回り、不用額も多額になっている。予算執行率が低い場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。したがって、当制度の広報努力やニーズ調査が求められるが、予算の減額見直しが必要である。

<内容>

本制度融資における予算執行率は、この 5 年間では低下傾向にあり、平成 24 年度は予算執行率が 50%を下回っている。また、予算額が大きいため、不用額も多額になっており、平成 24 年度の不用額は 26 億円に達している

企業立地促進という制度の目的から、予算に相応の余裕が必要であることは理解されるが、特定の予算の執行率が低く不用額が多額になる場合、実質的に不要な予算枠を取ることにつながる。

したがって、当制度の広報努力やニーズ調査が求められるが、不用額が多額であり、抜本的な予算の減額見直しをすることが必要である。

カ. 農業振興貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／農林水産部／農林課
分 類	年度内償還貸付金—預託金方式
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	北九州市農業振興資金融資規則 北九州市農業振興資金融資規則運用要領
貸 付 目 的	市内の農業経営者に対して金融機関が低利の農業資金を貸付け、農業の振興発展に資することを目的とする。
事 業 概 要	市内の農業経営者に対して農業機械購入等に係る農業資金を貸付ける。 なお、平成 17 年度以降（平成 19 年度返済終了）、新規預託は無いが、新規貸付に備え、過去の預託金額を参考に予算を確保している。
貸 倒 リ ス ク	金融機関が全額負担する。（市のリスク負担なし）
主 な 相 手 先	農業経営者
開 始 年 度	昭和 39 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：直近5年間で貸付実績はない。

(ウ) 背景

農業振興貸付金は、「北九州市農業振興資金融資規則」に基づき実行されている貸付金であり、北九州市の農業経営者に低利の農業資金を貸付け、農業の振興発展に資するため、農業協同組合（以下、「農協」という。）に必要な資金を融資するものであり、市独自の制度である。

直近の5年間で貸付実績がないが、これは市場金利が下がってきたことにより当該制度のメリットが薄れてきたことによるものである。例えば、農業用機械を購入

する際には、利率がさほど変わらないことになり、むしろ手続が比較的簡単で、使い勝手がいいとして、メーカーのローンの利用が増加している影響で当該貸付制度の利用が減少しているものと思われる。

このような状況であるが、市は申請があった場合に備えて約2件分を予算取りしている。また、制度を廃止してしまうと、新規につくるのは難しいこと、また、甚大災害認定をされない程度の災害の場合に農業振興として使える可能性があることから、市としては予算を継続し制度としても残す必要があるものと判断している。

市は金融機関に一定の預託を行うが、融資自体は金融機関が行うため、借受人である農業経営者が返済不能となった場合の貸倒に係る損失はすべて金融機関が負い、市が負担することはない。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度
予算額（千円）	11,700	11,700
預託額（千円）	—	—
予算執行率（%）	—%	—%
不用額（千円）	11,700	11,700

(イ) 監査の結果

監査の結果、合规性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 制度の見直しの必要性について（必要性—意見）預託-産業-カ①

本貸付金については、過去5年間にわたって1件の利用もない状況である。農業関係者等にアンケート調査をする等、利用上の問題点を把握し、制度趣旨を達せられるように、制度の中身の改善を検討するも求められるが、他の制度による代替で問題がないと認められる場合には、制度自体の廃止を含めた抜本的な見直しを検討する必要がある。

<内容>

本貸付金については、過去5年間にわたって1件の利用もない状況である。利用申請の窓口は農協であり、市は予算措置を行っているのみである。

確かに甚大災害認定をされない程度の災害の場合に農業振興目的の貸付金として利用できる可能性があるものの、現状では5年にわたり貸付の実績がなく、予算が

執行されていない現状では、制度自体の廃止を含めた抜本的な見直し及び予算の削減を検討すべきである。

その一因として、前述のとおり、市場金利が下がってきたことにより、手続が比較的簡単で、使い勝手のいい他のローンの利用が増加している影響が考えられる。

そこで、本貸付金制度について、農業関係者等にアンケート調査をする等、利用上の問題点を把握し、制度趣旨を達せられるように、制度の中身の改善を検討することが望まれる。制度がなくても他の制度で代替されているか、あるいは、他の制度によることで問題がないと認められる場合には、制度自体の廃止も含めて検討することが望まれる。

(3) 建築都市局の貸付金等

ア. 北九州市宅地防災工事資金融資

(7) 概要

所 管 部 署	建設都市局／指導部／宅地指導課
分 類	年度内償還貸付金—預託金方式
根 拠 法 令 等	災害対策基本法、建築基準法、宅地造成等規制法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
要 綱 等	北九州市宅地防災工事資金融資制度要綱
貸 付 目 的	危険な宅地の防災工事及びがけ崩れが発生した宅地の復旧工事を行うことを目的とする。
事 業 概 要	融資の対象は、防災工事及び復旧工事であり、①のり面の保護 ②排水施設の設置③整地④擁壁の設置・除去の4種類である。
貸 倒 リ ス ク	金融機関が全額負担する。(市のリスク負担なし)
主 な 相 手 先	個人(融資残高なし)
開 始 年 度	昭和47年

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：直近5年間の貸付実績はない。

(ウ) 背景

宅地を土砂の流出などによる災害から守るため、防災工事を行うよう市から改善勧告又は改善命令などを受けた方等に必要な資金を低金利で融資する制度である。

融資を受けることができる工事は、①のり面の保護、②排水施設の設置、③整地、④擁壁の設置・除去、の4種類である。

市中金利の低下により当制度の金利の有利性が薄まり、制度利用が減少し、現時点では融資実績がない状況である。そこで、制度利用を促進するために平成23年7月に制度改正を行い、申込資格に「復旧工事」の要件を新設するなど、融資要件を緩和している。

融資の種類は次のとおりである。

<北九州市の融資>

申込資格		融資額	貸付利率	償還期間
防災工事	住宅金融支援機構の融資(※1)を受けることが決定した方が、機構の貸付限度額以上の工事を行う場合	10万円～ 200万円 (工事費の90%以内)	住宅金融支援機構の利率と同じ (1.65%※2)	10年以内
	災害対策基本法に基づく事前措置の指示又は事前措置予告通知を受けてから1年以内に工事を行う場合	10万円～380万円 (工事費の90%以内)		
復旧工事 (平成23年7月創設)	現にがけ崩れが発生し宅地に被害が及んでいるもので、市長が復旧工事を要すると判断するがけ。	10万円～ 1,000万円 (工事費の90%以内)	住宅金融支援機構の利率から ▲0.45% (1.20%※2)	15年以内 (300万円以下の場合は10年以内)

※1 住宅金融支援機構の融資制度の概要は次のとおりである。

※2 利率は平成25年9月1日から適用分。1か月程度の周期で変動。

<住宅金融支援機構の融資(参考)>

申込資格	融資額	貸付利率	償還期間
「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」または「建築基準法」に基づく改善勧告を受けてから2年以内、若しくは改善命令を受けてから1年以内に申し込みをする場合	10万円～ 1,030万円 (工事費の90%以内)	1.65%※2	15年以内

※2 利率は平成25年9月1日から適用分。1か月程度の周期で変動。

本制度における市から金融機関への預託額について、予算額、預託額、予算執行率及び不用額については、次のとおりである。

	平成23年度	平成24年度
予算額(千円)	14,140	14,140
預託額(千円)	—	—
予算執行率(%)	—%	—%
不用額(千円)	14,140	14,140

(I) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 制度の見直しの必要性について（必要性―意見）預託-建築-ア①

本貸付金については、平成 11 年度以降、1 件の利用もない状況である。対象者の視点で原因等を調査し、さらに改善を図る検討が必要であり、その結果によっては制度自体の廃止も含めて検討することが望まれる。

<内容>

本貸付金については、平成 11 年度以降、14 年以上にわたり貸付の実績がなく、しかも、平成 23 年度に融資条件の緩和が行われた後も予算が執行されておらず、市は予算措置を行っているのみである。

市は、申請があった場合に備えて一定額を確保しているとのことである。確かにがけ崩れ等の災害が実際に生じた場合など利用できる可能性があり、宅地防災工事という目的からはその必要性は認められるところであるが、利用実績がないということに関しては、対象者の視点から原因等を調査し、さらに制度の改善を検討する必要があると考えられる。

そのためには、既に、防災工事及び復旧工事が必要となった該当者に対して、アンケート調査をする等して、制度の改善が必要又は可能な事項の調査検討を行ったうえで、広報とともに改善を図る必要がある、その結果によっては、制度自体の廃止も含めて検討することが望まれる。

第4 貸付金等に係る全庁的な観点からの意見

全庁横断的な観点からの監査の意見の項目と要旨は次のとおりである。

なお、詳細は「1. 貸付金等に係る徴収一元化の推進について」以降に述べるので、今後の行政運営のために有効活用していただきたい。

➤ 貸付金等に係る徴収一元化の推進について（全庁・意見 - 1）

現在、市税以外で、市税事務所へ移管対象となっている債権は、国民健康保険料、介護保険料及び保育料の3債権のうち徴収が難しく専門性を必要とする案件のみとなっており、市の債権全体からすると限定的な取扱いとなっている。

市税事務所は市税等の徴収に関する専門性を有し、滞納整理に関するノウハウや体制が整い、また、税外3債権の回収について具体的な成果も残しつつあることから、市税との近似性の高い他の公債権や、回収に専門性を要する私債権についても、市税事務所において体制を整え、これまでのノウハウを活かしつつ市税事務所に移管することが、より効果的及び効率的であると考えられ、市の歳入確保の観点から、徴収一元化の範囲拡大を推進することが望まれる。

➤ 北九州市債権回収対策本部の機能強化について（全庁・意見 - 2）

現状、北九州市債権回収対策本部は、各部署が実施する債権回収に係る取組目標及び数値目標の設定、前年度の目標に対する達成状況の把握などを集計し、「北九州市債権回収基本計画」として取りまとめることが主な業務となっており、各所管部署における計画の立案や達成状況の把握、客観的分析のフィードバック、計画未達成の場合の原因等の調査や指導については、助言程度にとどまっている。

市の全体最適の観点から、各所管部署との関係において、本部がより積極的に関与し、十分な監視、指導をする機能あるいは各部署に共通した事項の方針を明確化していく機能等を発揮できるよう強化することが望まれる。

➤ 全庁的な債権管理規則の制定について（全庁・意見 - 3）

現在のところ、市の債権管理に関する基本的な方針や事務手続を定めた規則は制定されていない。

債権管理規則を制定することにより、全庁的に統一した方針や指針を示すことができ、債権管理の担当部署の明確化や適正化を図り、債権回収の意識の向上と必要な人材の育成など、様々な効果が見込まれることから、補助金等交付規則などと同様に、早期の制定が望まれる。

➤ 貸付金等に係る不納欠損処理と債権管理条例の制定について（全庁・意見 - 4）

過去一度も、ないしは近年、不納欠損処理が行われていない債権がある。相手方が所在不明である場合や全く資力がない場合でも、議会の議決を経て債権放棄を行うか相手方の時効の援用を待たなければ債権が消滅しないため、所定の滞納整理の手続を継続し、回収ができない債権が年々増加して行くままとっている。

市は債権管理に関する体制を強化し徴収の効果を上げる一方で、貸付金等の滞納整理に関する全庁的な見直しの一環として、私債権等のうち、一定の条件を充たし明らかに回収ができない債権については、公平性の観点を損なわない範囲で不納欠損処理が可能となるよう、債権管理条例の制定に向けて検討することが望まれる。

1. 貸付金等に係る徴収一元化の推進について

(1) 現状及び課題

市は、行財政改革の一環として、税及び税以外の収入を確保するため、平成 21 年 1 月に東西 2 か所の市税事務所を設置し、それぞれの区単位で置いていた税務部門の賦課徴収事務を市税事務所に集約している。

この市税事務所の設置に併せて、「第 2 監査対象の概要 2. 市の行財政改革と貸付金等」に記載したとおり、国民健康保険料、介護保険料及び保育料の 3 債権（以下「税外 3 債権」という。）のうち、原所管部署では徴収が難しく専門性を必要とする案件を市税事務所納税課に引継ぎ、徴収一元化を図っている。

市税事務所の体制及び職員数は次のとおりである。（平成 25 年 11 月 20 日現在）

<東部市税事務所>

部 門	職員数
所長	1 名
市民税課	39 名
固定資産税課	57 名
納税課	64 名
課長	(2 名)
小額班	(5 名)
地区班	(43 名)
高額班	(6 名)
税外班※	(8 名)
門司税務課	12 名
小倉南税務課	19 名
計	192 名

<西部市税事務所>

部 門	職員数
所長	1 名
市民税課	22 名
固定資産税課	56 名
納税課	49 名
課長	(2 名)
小額班	(4 名)
地区班	(33 名)
高額班	(5 名)
税外班※	(5 名)
若松税務課	10 名
八幡東税務課	10 名
戸畑税務課	9 名
計	157 名

※税外班にはこの他、保育料専任の嘱託職員が各 1 名配置されている。

東部市税事務所は小倉北、小倉南、門司の 3 区、西部事務所は八幡西、八幡東、戸畑、若松の 4 区を担当エリアとしている。両事務所の納税課において、市税及び税外 3 債権の徴収に関する専門的業務を行っており、税外班は税外 3 債権について担当している。

税外 3 債権のうち各所管部署から税外班に移管される際の「移管基準」は、次のように定めている。

(1) 国民健康保険料

- ①資格を喪失している滞納者のうち、平成 22 年度賦課分以前のみの滞納者を除いたものとする。
- ②分納誓約者、死亡者、居所不明者、市外転出者、過去移管者、滞納額 5 万円未満の少額滞納者は除外する。
また、平成 22 年度以降に市税の滞納処分の停止があるものは除外する。
- ③新規移管件数は、年間 500 件を上限とする。

(2) 介護保険料

- ①平成 24 年度分までの滞納があり、平成 25 年度の所得段階が第 5 段階以上のもの（本人に市民税が課税されているもの）とする。
- ②死亡者、居所不明者、市外転出者、過去移管者、滞納額 3 万円未満の少額滞納者は除外する。
また、平成 22 年度以降に市税の滞納処分の停止があるものは除外する。
- ③新規移管件数は、年間 500 件を上限とする。

(3) 保育料

- ①卒園児の滞納分のうち、当該卒園児に在園する弟妹がある場合を除いたものとする。なお、年度途中退所児分は次年度の移管対象とする。
- ②在園する弟妹の滞納がある卒園児であっても、市税事務所で滞納整理を行うことが適当であると判断する場合は、個別に移管協議を行うことができる。
- ③新規移管件数は、年間 200 件を上限とする。

(4) 上記の(1)～(3)に該当しても、以下の場合は除外する。

- ①時効消滅まで半年未満の滞納のみの案件。
- ②継続して管理した方が適切であると区役所が判断した案件。

(出所：「徴収一元化にかかる税外債権の移管基準について（通知）」（平成 25 年 3 月 26 日）の別紙より抜粋)

移管された債権の滞納整理として、催告書・期日呼出書やそれに引き続く差押予告書の送付、並行して必要な財産調査（預金・生命保険・給与等）を行い、納付意思のない滞納者に対しては財産の差押えを行い、納付意思のある滞納者に対しては、電話、窓口で納付折衝を行い、滞納者から納付誓約書を徴し、完納するまで分割納付の管理を行う。

分割納付の管理に関しては、分割納付内訳書、分割納付履行状況一覧表のチェックを毎月 1 回実施し、履行状況を逐一確認するとともに、不履行者に対しては財産調査を行ったうえで必要に応じて差押えを行い、早期の完納に努めている。

このように、市税事務所において市税と併せ一元的に滞納整理しているが、その債権回収の効果が徐々に現れている。

市税事務所に移管された保育料を例にとれば、平成 24 年度の差押え実績は東部事務所 43 件、西部事務所 26 件、合計 69 件となっているが、こうした差押え効果等から、滞納繰越分の件数と金額は、少しずつであるが、毎年減少している。

平成 23 年度から平成 24 年度にかけての滞納整理率も次のように 28.6%から 33.6%へと 5.0 ポイント上昇している。

(単位：千円)

年度	移管金額			年度末		
	繰越①	新規②	計③ (①+②)	金額④	差⑤ (④-③)	整理率⑥ (⑤/③)
H23	77,452	34,595	112,047	80,012	△ 32,035	28.6%
H24	80,012	13,230	93,242	61,955	△ 31,287	33.6%

※上記金額は、東部及び西部市税事務所の合計である。

現在、市税事務所へ移管対象となっているのは、税外 3 債権のみとなっており、市の債権全体からすると限定的な取扱いとなっているが、市税事務所は、市税等の徴収に関する専門性を有しており、滞納整理に関するノウハウや体制が整っている。さらに、既述のような具体的な成果も残しつつある。

こうした状況から、全庁的視点で徴収一元化をさらに図ることが課題と考える。

(2) 【意見】徴収一元化の推進について

現状、市税事務所へ移管対象の債権を税外 3 債権に限定しているのは、これらがいずれも公債権であり、税の徴収事務との近似性が高く、市税及び税外 3 債権の債務者は重複しているケースが多いことがあげられるが、市税との近似性の高い他の公債権にも対象を広げることが望まれる。

税外 3 債権以外の公債権としては、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、港湾管理使用料などの強制徴収公債権があげられる。港湾管理使用料は、「第 3 監査の結果 5. 各貸付金等の監査の結果及び意見 (6) 港湾空港局の貸付金等 ア. 港湾管理使用料等未収金」にも記載のとおり、税と同じように強制徴収が可能な債権である。

港湾管理使用料等未収金については、税外 3 債権と異なり、港湾事業により発生する債権であるため、当該事業に通じている必要はあるが、悪質なケースについては財産調査や差押えといった手続が必要であることから、そのノウハウや体制を備える市税事務所において、一括管理することは歳入確保の観点から有用である

次いで、私債権や非強制徴収公債権についても、滞納率が高く、回収には専門性が必要と考えられる債権が存在する。奨学資金貸付金、母子・寡婦福祉資金貸付金などは、自力執行権のある公債権とは違って、訴えの提起等の訴訟による手続を踏まなければならない、所管部署によってはそのノウハウや人的資源にも限りがあり、対応に苦

慮している現状もある。私債権には福祉目的などのものがあり、強制徴収公債権と同様には取扱えないが、貸付制度は補助ではなく返済を受けることが前提であり、公平性を考慮した対応が必要である。

徴収の専門性の高い市税事務所において、私債権の徴収に関する知識を有する人的体制を整え、これまで築きあげてきた徴収に関するノウハウを活かしつつ、一定の条件に該当する私債権は市税事務所に移管することが効果的、効率的であるとする。

市税事務所への滞納整理事務の集約化と平成22年8月にシステム運用を開始した総合滞納整理システムによるデータの一元化等が進められてきたが、当初の目標の実現に向けて、徴収一元化の範囲拡大を一層、促進することが望まれる。

2. 北九州市債権回収対策本部の機能強化について

(1) 現状及び課題

財政状況が厳しいなか、収入未済額を縮減するためには、所管部署が債権回収に対する意識を高め、債権管理を徹底することが喫緊の課題であった市では、平成18年6月に「北九州市経営改革大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、市税等収納率の向上に向けた取組の推進を掲げ、数値目標の設定や専門部署による債権回収の強化等を図るとしている。

当時の税外債権に関わる各所管部署においては、債権管理に対する意識は高くなく、債権回収が十分に行われていないものも多く見受けられた。また、本来の事業の実施と債権回収の担当が同じ部署であるなど、徴収のための専任体制がとられていない状況にあった。

市は、これらの課題を解決し、債権管理の適切かつ円滑な運営と収入の確保を図ることを目的として、大綱の策定に先立ち平成18年3月に、財政局担任副市長を本部長とする「北九州市債権回収対策本部」（以下「本部」という。）を設置した。

また、「第2 監査対象の概要 2. 市の行財政改革と貸付金等」に記載したとおり、大綱から引き継がれた平成19年8月の「北九州市経営プラン」においても、市税収入等の確保の一環として、本部が掲げる「北九州市債権回収基本計画」の収入増加目標額の達成に向けた取組を実施する旨が記載されている。

このような経緯で設立された本部に参画する所管部署は、平成25年度においては8局（7区役所を含む）であり、債権の種類は13種類となっている。市の債権全体では数百種類の債権に及ぶが、効率性及び実効性に鑑み、財政に与える影響の大きいものに絞って本部を構成している。

対象となる所管部署及び債権の種類は、次のとおりである。

担当局	所管課	債権名	自力執行権
財政局	税制課	市税	有
保健福祉局	介護保険課	介護保険料	有
	保険年金課	国民健康保険料	有
子ども家庭局	子育て支援課	母子寡婦福祉資金	無
	保育課	保育所措置費用負担金（保育料）	有
建築都市局	住宅管理課	市営住宅使用料	無
	区画整理課	土地区画整理事業清算徴収金	有
港湾空港局	港営課	港湾施設使用料	有
上下水道局	営業課	上水道給水事業収益金	無
		下水道使用料	有

病院局	経営課	市立病院の診療に係る使用料	無
教育委員会	学事課	奨学資金貸付金	無
	学校保健課	小中学校給食費	無

(注) 財政局の所管課には市税事務所納税課、保健福祉局と子ども家庭局の各所管課には区役所の担当課が含まれる。 (出所：市作成資料をもとに監査人作成)

市は、本部設置の一方で、現在までに、税金・料金お知らせセンター（平成 18 年 11 月開始）、市税事務所の設置及び一部の税外債権との徴収一元化（平成 21 年 1 月）、市税のコンビニ納付（平成 22 年 11 月開始）などの諸策を行ってきたが、本部自体は、債権回収に関する計画の策定とその進捗確認を主な業務としている。

具体的には、実際の徴収を行っている各債権の所管部署が、債権回収の取組目標及び数値目標（収入額、収入率等）を立案するとともに、前年度の目標に対する結果を本部に報告し、本部では報告結果を集計のうえ、「北九州市債権回収基本計画」を策定しているが、所管部署との関係では、債権回収研修を行うなどのほかは助言程度の関与にとどまっている。これらの事務局は財政局税制課徴収企画係が担当している。

このように、各債権の所管部署が作成した取組目標及び数値目標等を本部において集計し、毎年度「北九州債権回収基本計画」を策定することにより、市における主だった債権の回収状況や改善状況等が一覧できる点では、有用な取組となっているものの、本部の機能としては、達成できなかった所管部署に対する指導を行うなど、本部から所管部署に対して積極的に関与する機能、あるいは、各部署に共通した事項の方針を明確化していく機能などは有していない。

全庁的な観点から、本部機能の強化が課題と考える。

(2) 【意見】本部機能の強化について

本部は、各所管部署からの情報を取りまとめるだけでなく、取組目標や数値目標、さらには目標の達成状況などを市全体の債権管理という横ぐしを通して見るなど、客観的でより具体的な分析を行い、その結果を各所管部署にフィードバックすることが望まれる。

また、前年度計画に対する達成状況について著しい未達成があった場合等、一定の場合には、その原因や現状等を把握すべく、所管部署に対して聞き取り調査等を実施するとともに、対応策について本部から所管部署に対して指導を行うなど、本部から各所管部署に対するより積極的な関与が望まれる。

なお、「北九州市債権回収基本計画」における各債権の「債権回収の取組み」について平成 24 年度と平成 25 年度のものを比較すると、記載内容について前年度と類似する記載が散見された。毎年度同様の取組内容を立案することについては、必ずしも否定されることではないが、本部設置から 7 年が経過し、「北九州市債権回収基本計画」

を作成することがゴールとなり、本部機能が形骸化するおそれもある。

「市債権管理の適切かつ円滑な運営を推進し、市債権収入の確保を図ること」という本部設置の本来の目的を見失わないためにも、市の財源確保という全体最適の観点から、各所管部署との関係において、本部がより積極的に関与し、十分な監視、指導をする機能あるいは各部署に共通した事項の方針を明確化していく機能等を発揮できるよう強化することが望まれる。

また、市と市民等の相互の意識の向上を図り、ひいては収納率を高めるために、本部機能の強化とともに、債権管理の状況や債権回収の実績などを、適切な形で公表することも有益であると考ええる。

3. 全庁的な債権管理規則の制定について

(1) 現状及び課題

現在のところ、市では債権の発生から回収、消滅に至るまでの債権管理に関する方針やその間の事務手続について、基本的な事項を定めた規則は、制定されていない。

「北九州市会計規則」の第98条に、次のとおり債権の記録管理の条項があるが、債権管理の基本的な取扱い方針や事務手続を定めたものではない。

【北九州市会計規則第98条】

第98条（債権の記録管理）

局区長は、その所管に属する法第240条に定める債権について必要な管理を行い、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について毎年5月末日までに前年度における債権増減現在高調査表を作成し、会計管理者に提出しなければならない。この場合において、債権増減現在高調査表は、別表第6に定めるところにより債権の種類別に作成するものとする。

2 会計管理者は、前項の規定により提出された債権増減現在高調査表に基づき債権に係る財産に関する調書を調製しなければならない。

「第3 監査の結果 5. 各貸付金等の監査の結果及び意見」にもみられるように、個別の貸付金等について、全く規則や要綱等が作成されていないケース、作成はされているが十分でないケースが見られる。その結果、市として統一的な対応を図られず、回収についての手続や対応、ひいては最終的な徴収方法や不納欠損処理などの判断についても所管部署によってばらつきがみられる。

このような状況は、市の縦割り組織を補う意味で先に記載の本部機能を強化する等の組織面での改善も必要であるが、その前に、補助金の場合の「北九州市補助金等交付規則」のように基本規則が定められていないことが要因のひとつと考えられる。

債権管理規則の制定により、共通した基本方針及び取扱いのもとで、統一的な対応をし、そのうえで、個々の債権に応じてより具体的な要綱、マニュアル等を策定する必要があると考える。

(2) 【意見】 債権管理規則の制定について

債権管理は、貸付金の場合には当初の貸付時の審査・実行に始まり、未収金等を含めた債権に滞納が発生した場合に、督促、催告、交渉、財産調査等を行い、さらに、必要に応じて強制徴収又は強制執行等の手続を行ったうえで、最終的に免除や債権放棄を検討、処理する流れになる。

これらの流れを前提に、基本的な取扱いを示す債権管理規則を制定することにより、

全庁的に統一した方針や指針を示すことができ、債権管理を専門的には行っていない部署においても、より効果的、効率的な債権管理が図られることになるを考える。

規則には、趣旨や目的、用語等の定義、組織や事務分掌、他の法令等との関係、債権の現状報告、貸付の実行、督促・担保・保証人、差押え・強制執行、履行延期、免除・債権放棄の手續、会計管理者への通知などの条項のほか、要綱のひな形、申請書等や滞納管理簿などの様式なども含まれるものと考えられるが、他の自治体でも、債権管理規則あるいは債権管理方針の例がみられる。

こうした債権管理規則の制定を通じて、債権管理の担当部署を明確にすることも可能であり、また、各部署の債権管理の適正化や担当する債権の特性の理解、債権回収の意識の向上を図るための研修等を充実させることができ、必要な人材の育成に資するものとする。

市としての債権管理の基本的な方針とルールを債権管理規則として明確化することにより、様々な効果が見込まれることから、早期の制定が望まれる。

4. 貸付金等に係る不納欠損処理と債権管理条例の制定について

(1) 現状及び課題

不納欠損処理は、調定された歳入で徴収ができないと認定されたものを不納欠損額として処理することであるが、そのためには法令等を根拠に債権の消滅が確認されなければならない。

いわゆる私債権の場合、債権の消滅が確認されるためには、議会の議決を経て債権放棄を行うか、相手方の時効の援用を待たなければならない。しかし、議会の議決を個別の案件ごとに得ることは現実的に難しく、また、時効の援用を市側から求めることは公平性の観点からも難しいため、実際のところ、債権の消滅が確認できず、回収ができない債権が長期間にわたって放置されることになる。

「第3 監査の結果 5. 各貸付金等の監査の結果及び意見」でも述べたが、過去一度も、ないしは近年、不納欠損処理が行われていない私債権等があり、相手方が所在不明である場合や、全く資力がない場合でも債権が消滅しないため、所定の手続に基づいて、債権回収、滞納整理の手続を継続して行っているケースがみられる。

こうした債権は、年々増加して行くままとまっている。

例として、母子・寡婦福祉資金貸付金に係る収入未済額の状況は、次のようになっている。

【母子福祉資金貸付金に係る収入未済額】 (金額単位：千円)

返済期限からの期間	1年以内	1年超5年以内	5年超
平成24年度調定額	417,994	275,453	341,185
平成24年度収入済額	364,472	26,513	29,231
平成24年度不納欠損額	-	-	-
平成24年度収入未済額	53,521	248,939	311,954
回収率(%)	87.2	9.6	8.6

【寡婦福祉資金貸付金に係る収入未済額】

返済期限からの期間	1年以内	1年超5年以内	5年超
平成24年度調定額	20,311	12,338	9,883
平成24年度収入済額	17,842	2,110	485
平成24年度不納欠損額	-	-	-
平成24年度収入未済額	53,521	248,939	9,396
回収率(%)	87.8	17.1	4.9

一定期間を経過すると債権の回収率は大幅に低下し、回収が非常に困難な状況が顕著に現れている。5年超経過した収入未済額の中に、明らかに回収できない債権が滞留してきているとみることができる。

(2) 【意見】債権管理条例の制定について

明らかに回収できない債権をそのままにすることは、債権の実態を示さないだけでなく、債権の回収を全体的にみれば、有効性、経済性及び効率性を損なう可能性を持っている。債権管理においては初動が重要であり、不納欠損処理を可能とすることによって、回収できない債権の滞納整理に費やしていた時間を滞納債権の初動に向けることや他の業務への支障を避けることが可能となり、限られた人的資源を有効に活用でき、より効果的かつ効率的な債権管理を行うことが可能となる。

市は債権管理に関する体制を強化し徴収の効果を上げる一方で、債権管理条例の制定により、一定の条件を充たし明らかに回収ができない私債権等については、公平性の観点を損なわない範囲で債権の消滅を確認し、不納欠損処理を可能にすることも、貸付金等の滞納整理に関する全庁的な見直しの一環として、必要であると考えます。

債権管理条例については、既に制定している自治体もあり、例を次に掲げるが、市においても、より一層、効果的、効率的な債権管理が期待されるため、債権管理条例の制定に向けて検討することが望まれる。

【東京都債権管理条例】

(債権の放棄)

第十三条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

(報告)

第十四条 知事は、前項の規定により都の私債権を放棄したときは、これを東京都議会に報告しなければならない。

【船橋市債権管理条例】

(債権の放棄)

第14条 債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

(1)債務者が生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

- (2)破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (3)第9条の規定により強制執行等又は第11条の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4)第12条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (5)債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6)私債権の時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。